

第 4 9 2 回（定例）福崎町議会会議録

令和 2 年 9 月 4 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 2 年 9 月 4 日、第 4 9 2 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	河 嶋 重一郎	8 番	竹 本 繁 夫
2 番	松 岡 秀 人	9 番	柴 田 幹 夫
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	山 口 純	1 1 番	高 井 國 年
5 番	小 林 博	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	石 野 光 市	1 3 番	前 川 裕 量
7 番	木 村 いづみ	1 4 番	北 山 孝 彦

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	野 邊 正 彦	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	尾 崎 俊 也	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	三 木 雅 人	地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造
住 民 生 活 課 長	大 塚 久 典	健 康 福 祉 課 長	谷 岡 周 和
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	松 田 清 彦		

代 表 監 査 委 員 鳥 岡 照 義

○議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	報告第 8 号 第 3 1 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
第 5	報告第 9 号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 6	議案第 5 9 号 教育委員会委員の任命について
第 7	議案第 6 0 号 令和元年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
第 8	議案第 6 1 号 令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 9	議案第 6 2 号 令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 0 | 議案第 6 3 号 | 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 1 | 議案第 6 4 号 | 令和元年度福崎町水道事業会計決算認定について |
| 第 1 2 | 議案第 6 5 号 | 令和元年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について |
| 第 1 3 | 議案第 6 6 号 | 令和元年度福崎町下水道事業会計決算認定について |
| 第 1 4 | 議案第 6 7 号 | 令和元年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について |
| 第 1 5 | 議案第 6 8 号 | 福崎町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 6 | 議案第 6 9 号 | 令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について |
| 第 1 7 | 議案第 7 0 号 | 令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 8 | 議案第 7 1 号 | 令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 9 | 議案第 7 2 号 | 福崎町道路線の廃止及び認定について |
| 第 2 0 | 議案第 7 3 号 | 工事請負契約について（福崎小学校北校舎長寿命化改修工事） |
| 第 2 1 | 議案第 7 4 号 | 物品購入契約について（公立学校 1 人 1 台端末購入事業） |
| 第 2 2 | 意見書案第 2 号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 |

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|------------|---------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸報告 | |
| 第 4 | 報告第 8 号 | 第 3 1 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について |
| 第 5 | 報告第 9 号 | 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 第 6 | 議案第 5 9 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 第 7 | 議案第 6 0 号 | 令和元年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 議案第 6 1 号 | 令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第 6 2 号 | 令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 0 | 議案第 6 3 号 | 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 1 1 | 議案第 6 4 号 | 令和元年度福崎町水道事業会計決算認定について |
| 第 1 2 | 議案第 6 5 号 | 令和元年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について |
| 第 1 3 | 議案第 6 6 号 | 令和元年度福崎町下水道事業会計決算認定について |
| 第 1 4 | 議案第 6 7 号 | 令和元年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について |
| 第 1 5 | 議案第 6 8 号 | 福崎町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 6 | 議案第 6 9 号 | 令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について |
| 第 1 7 | 議案第 7 0 号 | 令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 8 | 議案第 7 1 号 | 令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 9 | 議案第 7 2 号 | 福崎町道路線の廃止及び認定について |

- 第 2 0 議案第 7 3 号 工事請負契約について（福崎小学校北校舎長寿命化改修工事）
- 第 2 1 議案第 7 4 号 物品購入契約について（公立学校 1 人 1 台端末購入事業）
- 第 2 2 意見書案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

第 4 9 2 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初秋の季節になりましたが、まだ暑い日が続く中、皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、引き続き感染防止対策を行う中での本定例会開催となります。会議中は発言時を含め、マスクの着用をお願いします。なお、演壇、質問席及び議長席については、熱中症等も考慮してマウスシールド等の着用を可とします。換気のため、傍聴席入口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置していますので、ご利用ください。議場に入場される方の検温を実施していますので、ご協力をお願いします。感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

また、議場音声システムが老朽化に伴い不安定となっています。雑音の発生があるかもしれませんが、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 8 号から議案第 7 4 号までの報告 2 件、議案 1 6 件及び意見書案第 2 号の意見書案 1 件、計 1 9 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。よって、第 4 9 2 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第 4 9 2 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議

長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名いたします。

2 番、松岡秀人議員

8 番、竹本繁夫議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

- 議 長 日程第２は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る８月２７日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から９月２５日までの２２日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から９月２５日までの２２日間といたします。

日程第３ 諸報告

- 議 長 日程第３は、諸報告であります。
６月１８日の第４９１回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます
- 事 務 局 議会活動報告をいたします。報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
７月１４日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会評議員会議及び定期総会が開催され、議長が出席いたしました。
８月５日、姫路労働会館において、中播磨地域づくり懇話会が開催され、議長が出席いたしました。
８月２１日、兵庫県公館において、兵庫県町村会創立１００周年記念シンポジウムが開催され、副議長が出席いたしました。
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。
- 議 長 以上で議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されております。その写しを配付しております。
また、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定により議員を派遣したので、議会調査研究事業実施要領第６条の規定により、議員派遣の報告について配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第８号、第３１期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、議案第７４号、物品購入契約について（公立学校１人１台端末購入事業）までの１８件を議題といたします。
これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
- 町 長 皆さん、おはようございます。
本日は、第４９２回福崎町議会定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜りありがとうございます。
今年は、梅雨明けが例年より遅かったのですが、８月に入りますと連日猛暑日となるような大変暑い夏となりました。また、今のところ福崎町を含む中播磨管内では災害はありませんが、九州地方を中心に７月豪雨により大きな被害が発生をいたしました。いつどこで災害が発生しても不思議ではない時代に入っています。災害に対する備えをふだんから心がけておくことが重要だと強く感じております。

8月28日に安倍晋三首相が退陣表明というニュースが世界中を駆け巡りました。引き続き頑張っていくという決意の記者会見かと思っていましたので、大変驚きました。ご心中をお察しするとともに、長きにわたり重責を担われた安倍首相に深く敬意を表するものであります。

今まさに自由民主党の中で総裁選が進んでおりますが、自民党総裁が次期内閣総理大臣であります。新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、外交、内政に課題が山積みであります。どなたが総理大臣になられても、強いリーダーシップで自由と民主主義、そして平和を守る政治を進めていただきたいと思います。

さて、今年もはや9月になりました。今年は新型コロナウイルス感染症が発生した年として、人々の記憶に残る年になるのではないのでしょうか。4月から5月にかけて第1波が発生し、非常事態宣言が発令されました。その効果もあって、6月には一旦抑え込みに成功したかのように見えたのですが、7月から8月にかけては感染者が再び増大し、第2波の到来は疑いの余地がない状況となっております。4月～6月期の国内総生産（GDP）は年率換算で27.8%減、成長率のマイナス幅は比較可能な1980年以降で最大となり、リーマンショックを上回る戦後最大の落ち込みとなりました。

国の非常事態宣言を受けて、外出自粛や営業休止などが広がったことから、観光業界や外食産業などを中心に大きな影響を受けています。国ではGoToキャンペーンが進められ、感染症を抑え込む施策と経済を活性化する施策の両方が同時に進められています。人の命が最も大切ですが、経済活動も同様に大事な施策であるという政府の意思の表れではないかと感じております。

このような状況に対応するため、福崎町におきましては5月臨時会での第1次補正、6月定例会の2次補正に続いて、今議会には3次補正として国の臨時交付金を活用しながら、新型コロナウイルス感染症対策事業を提案させていただいております。

また、兵庫県では3密を避ける、できるだけ2メートル、最低でも1メートル離れる、マスクを着用する、手洗いはしっかりと30秒という兵庫スタイルを推奨しています。これを守ることによって、感染のリスクは大きく減少させることができますので、福崎町としましても、家庭、地域、事業所に対して、しっかりと呼びかけてまいります。

今年は5年に1度実施される国勢調査の年であります。この調査で発表される国勢調査人口が私たち地方自治体にとって最も重要な統計資料の一つとなります。それは、総合計画の人口推計や地方交付税の基礎数値となるからであります。

国勢調査人口が最も多かったのが平成17年の2万669人で、平成22年には1万9,830人、平成27年は1万9,738人となりました。その後、5年間で住民基本台帳人口は減少していますので、このたびの国勢調査人口は、大きく減少するのではないかと心配をしています。

第5次総合計画では、令和5年の目標人口を1万9,500人と設定しています。人口は町の活力の全てではありませんが、重要な目安の一つだと思っています。人口減少、少子高齢化の時代にあって、福崎町だけがその流れに抗うことはできませんが、第5次総合計画やまち・ひと・しごと総合戦略を着実に実行していくことで活力ある住みよいまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

さて、8月上旬にビッグニュースが飛び込んできました。朝日新聞出版のエアラという雑誌に「コロナ時代の移住先ランキング」という特集が組まれていたの

ですが、福崎町が近畿地区第1位に選ばれました。先人のまちづくりに対する取り組みが評価されたものと大変うれしく思っています。その後、地域づくり懇話会で井戸知事と面談する機会があり、その報告をしますと大変喜んでくださいました。福崎町は小さいけれど住みよい町、移住先としてもふさわしい町として評価をしていただけたのではないかと大変うれしく思っています。

福崎町はこれからも引き続き、活力にあふれ、風格のある、住んでよかった、住み続けたいと思っていただける住みよいまちづくりに全力で取り組んでまいります。

続いて、各課からの報告です。

総務課では、令和2年度実施の職員採用試験の募集を締め切りました。申込状況ですが、一般行政職は若干名の採用予定に対して47人、土木職1人に対し1人、保健師1人に対し2人の応募がありました。1次試験は、今月20日、日曜日に神戸医療福祉大学で実施します。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は、9月1日の基準日現在、男7,434人、女8,057人、計1万5,491人となり、前回の6月基準日より31人の減となっています。

企画財政課では、5年に1度の我が国で最も重要な統計調査である国勢調査を10月1日現在で実施します。9月2日から3日にかけて、調査員に対し説明会を開催しました。オンラインによる回答は9月14日から10月7日までの受付となっており、紙ベースの調査票による回答は10月1日から回収いたします。

税務課では、令和2年度町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書を6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月16日に発送しました。また、4月1日から6月30日まで、固定資産評価台帳の縦覧・閲覧を行い、法人17件、個人37件、計54件の縦覧・閲覧がありましたが、評価額に対する異議申立てはありませんでした。

また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき、税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報の共有化を図るとともに、令和2年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら取り組んでいきます。

地域振興課では、新型コロナウイルス感染症の影響で福崎秋まつりは中止としました。

福崎町商工会によるなっ得商品券事業が8月6日から始まりました。今回は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、プレミアム部分を20%とし、額面総額を1億800万円に増額し、令和3年1月15日まで実施いたします。

住民生活課では、子育て世帯応援給付金などの新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策につきましては、順調に給付事務を進めていたします。今後も積極的に申請を勧奨していくなどしながら、誰一人取り残すことなく支援を受けることができるよう努力していきます。

町営住宅駅前団地15戸の入居者を募集しました。抽選日は、9月8日を予定しています。

秋の全国交通安全運動は、9月21日から9月30日までの予定で実施されます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、自然歩道を歩こう大会は中止といたしました。

健康福祉課では、特別定額給付金については、8月18日で受付期間が終了し、給付率は99.6%で、7,765世帯の方に19億410万円を支給しました。

第3次福崎町障がい者プランの策定に向け、障害者福祉施策推進協議会を立ち

上げ、障害者のニーズを把握するためアンケート調査を実施しています。

また、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定については、65歳以上の方を対象にアンケート調査を実施しました。今後、その調査結果などを踏まえ、計画素案を介護保険運営協議会で審議いただき、計画策定を進めます。

9月は老人福祉月間で、1日には最高齢者宅を訪問し、祝福させていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響で、老人芸能慰安会は中止といたしました。

農林振興課では、福崎町農業委員会において、8月27日、28日の2日間で、町内全域の農地パトロールを実施しました。今後、耕作放棄地や不適切な使用等について整理を行い、所有者等に対し文書や現地立会い等を行い、適正な管理となるよう指導します。

人と動物とのすみ分けを図るため、山林の見通しをよくする野生動物共生林整備事業を八千種地区で進めています。9月2日に事業説明会を開催しており、今年度は、支障木の伐採や間伐・刈払い等、整備工事を実施します。

まちづくり課では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域及びため池浸水想定区域を反映させた防災マップの改訂版を作成し、9月の区長文書で各戸配布を行います。

福崎駅へのアクセス強化などを目的とした都市計画道路福崎駅田原線の見直しについては、今後、都市計画の変更に向け、地元自治会や兵庫県との調整を図っていきます。

橋梁補修では、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や補修工事の実施を図ります。

コミュニティバスサルビア号及び福崎町・姫路市連携コミュニティバスふくひめ号の充実については、健康福祉課と協力して、さらなる利便性向上と利用増進を推進していきます。

上下水道課では、水道事業では、劣化損傷が見られる辻川山配水池に長寿命化対策として改修工事を行います。また、大貫地区、八千種地区などにおいて、各戸メーター替えを10月から実施します。

下水道事業汚水整備では、福崎浄化センター膜カートリッジ更新工事の実施設計の作成を進めています。

雨水幹線整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事を進めています。また、福田・駅前地区では、直谷第2雨水幹線整備の工事発注を11月に予定しています。

工業団地整備室では、東部工業団地造成（拡張）事業は、県土地開発公社に委託し、今年度中の工事完了を目指して取り組んでいます。現在は施工業者も決定し、本格的な造成工事に着手しています。

学校教育課では、給食センターにおける調理業務と配送業務を平成30年度から民間業者に委託していますが、今年度が最終年度となるため、令和3年度から令和5年度の3年間について、新たに業者を決定します。

小中学校では、新型コロナウイルスに感染しないように、児童生徒はマスクの着用や手指消毒の励行などをしながら頑張っています。音楽室などの特別教室にエアコンを整備し、学力保障に効果を上げています。そのような状況の中、運動会や体育大会、修学旅行など、子どもたちに意義深い行事をできる限り開催していきたいと考えます。

GIGAスクール事業では、小中学校における校内通信ネットワークの構築が12月末に完了する予定です。

社会教育課では、文化財を保存するだけでなく、地域総がかりで計画的に文化財の保存・活用を図っていくため、町が目指すべき目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでいます。

歴史民俗資料館では、町内に残存する戦争資料として、戦時中に使用されていた日用品や兵士の所持品などを展示する企画展「戦後 75 年福崎と戦争の歴史をつむぐ」を開催しています。

文化センターでは、開講時期を 9 月に延期していた老人大学やサルビアセミナーについて、安心して参加いただくことが困難なことから中止としました。

図書館では、新型コロナウイルス感染症対策として、図書消毒機を購入し、利用者の衛生面での不安解消に取り組んでいます。また、恒例行事となりましたキャンドルナイトを 9 月 11 日の夕暮れから開催いたします。

さて、今議会に提出した議案は、報告 2 件、議案 16 件の計 18 件です。

報告第 8 号、第 31 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告については、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの第 31 期の決算内容を報告するものです。

報告第 9 号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものです。

議案第 59 号、教育委員会委員の任命については、現委員、西井裕子氏の任期が令和 2 年 9 月 30 日に満了するため、新たに中田貴子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第 60 号、令和元年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 63 号、令和元年度福崎町介護事業特別会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第 64 号、令和元年度福崎町水道事業会計決算認定についてから議案第 67 号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定については、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第 68 号、福崎町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、実際には幅広い世代の方に利用していただいている文珠荘について、老人憩いの家としての位置づけを見直し、町民福祉の向上並びに世代間交流及び地域間交流の増進を図るために設置するものと改めるほか、利用時間や利用料金の考え方を見直すなどの条例改正で、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 69 号、令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ 4,990 万円を追加し、歳入歳出総額を 106 億 910 万円とするものです。債務負担行為補正は、健康増進・食育推進計画策定業務委託事業 250 万円を追加するものです。

議案第 70 号、令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ 760 万円を追加し、歳入歳出総額を 19 億 3,470 万円とするものです。

議案第 71 号、令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ 1,940 万円を追加し、歳入歳出総額を 17 億 2,620 万円とするものです。

議案第 72 号、福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づ

き、４級５０５号線、５７１号線及び５７６号線を廃止し、新たに４級５７１号線及び９２２号線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第７３号、工事請負契約について（福崎小学校北校舎長寿命化改修工事）は、福崎小学校北校舎長寿命化改修工事について、工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第７４号、物品購入契約について（公立学校１人１台端末購入事業）は、福崎町立小中学校で使用する１人１台端末を購入する物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が２件、人事案件が１件、決算が８件、条例改正が１件、補正予算が３件、その他３件の全１８件となっています。

詳細説明は副町長、担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第４ 報告第８号 第３１期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

議長 日程第４、報告第８号、第３１期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第８号、第３１期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、福崎町が２分の１以上を出資している法人であることから、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、その決算及び事業計画について報告させていただくものです。

１ページです。事業報告について、概要を申し上げます。

第３１期事業は、事業計画１億６，７５０万円に対し、売上高１億５，６６０万円の実績となり、計画対比９４％の結果となりました。４月から６月までは順調でしたが、７月以降はお中元、お歳暮等の贈答品の販売が伸び悩み、団体客は前年比較３３名の減となりました。特に２月以降は新型コロナウイルス感染症の影響で全ての予約がキャンセルとなりました。

ここで、説明資料１ページ、第３１期事業実績表をお願いいたします。

ただいま説明いたしました、やかたに來られた団体客の利用者数につきましては、左下の売店枠内の立寄・食事欄の集計で表しています。また、その上のレストラン月間利用人数欄につきましては、個人、団体合わせての利用人数の集計となります。合計で前期比１，９６０人の減となりました。その他の数値につきましては、各部門別の売上実績が計上されています。ご確認ください。

議案書１ページにお戻りください。

各事業の実績は、記載のとおりでございます。飲食関係全般に売上げが低迷する中、もち麦の強みを生かし、売上げの確保に努めることができ、当期純損益は３０５万６，５７５円の黒字となりました。

また、長期借入金４か年分となる１，２００万円を町へ返済することができ

ました。

3 ページ、お願いいたします。貸借対照表です。

まず、資産の部。流動資産は現金及び預金から仮払税金まで合わせて6,936万2,523円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産と金融機関等への出資金や保険積立金で965万1,973円。資産の部合計は7,901万4,496円となり、前期と比較しますと、約1,460万円の減となりました。主な要因としましては、現金及び預金が1,330万円の減、固定資産で86万円の減などとなっています。

負債の部では、流動負債が買掛金から商品券までの1,144万4,200円。固定負債は、町からの長期借入金の残高6,600万円で、負債の部合計は7,744万4,200円となり、前期と比較しますと、約1,770万円の減となりました。

純資産の部は、資本金が3,000万円は変わらず、利益剰余金は、当期純利益が305万6,575円で、繰越利益剰余金がマイナス2,842万9,704円となりました。純資産の部合計は157万296円となり、プラスに転じました。また、前期と比較しますと、うち当期純利益金額が約790万円の減となっています。

負債及び純資産の部合計は、資産の部合計と同額の7,901万4,496円という状況でございます。

4 ページ、お願いいたします。損益計算書です。

売上高合計は1億5,663万9,474円。売上原価は、期首棚卸高、商品仕入高、当期製品製造原価の合計から期末棚卸高を差し引いた9,943万834円で、差引き売上総利益は5,720万8,640円となりました。前期と比較しますと、約1,240万円の減となりました。

一方、販売費及び一般管理費は5 ページに内訳をお示ししておりますとおり、給料手当や販売促進費、支払手数料や保険料などの合計5,706万7,944円で、営業利益は14万696円となり、若干の黒字を確保できました。前期と比較しますと、約1,450万円の減となっております。

営業外収益は、町からの補助金などを含めた経常利益が386万7,962円、そして、法人税等を差し引いた当期純利益は305万6,575円となりました。

なお、売上原価の7行目、当期製品製造原価8,691万8,622円の内訳を6 ページの製造原価報告書としてお示ししております。材料費は2,723万2,062円、労務費はレストラン、売店、麺工場等に係る人件費で4,096万887円、製造経費はそうめん、精麦、カステラなどの外注加工費や水道光熱費、保険料などの1,872万5,673円、合計で当期製品製造原価は8,691万8,622円となりました。

7 ページをお願いします。株主資本等変動計算書です。貸借対照表の純資産の部において、第31期に変動があった項目をお示ししております。

変動額については、いずれも当期純利益305万6,575円によるものでございますが、繰越利益剰余金及び利益剰余金合計が当期首残高マイナス3,148万6,279円から当期末残高マイナス2,842万9,704円に、株主資本合計及び純資産の部合計は、当期首残高マイナス148万6,279円から当期末残高プラス157万296円となっております。

また、8 ページには、重要な会計方針に係る注記として、棚卸資産の評価方法や減価償却の方法、消費税の会計処理に係る採用方式を記述するとともに、株式の発行総数が600株であることをお示ししております。

9 ページには監査報告書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

11 ページをお願いいたします。第32期実施計画書でございます。

第32期の売上高の予想値は、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行き不透明の中、来客者の減や時短営業などから利益は厳しい状況になると思われる。

1の売上高では、各部門合わせて前期比の72%と想定し、純売上高を4,329万1,000円減額の1億1,334万8,118円としております。企業努力を実施するものの、5の営業利益はマイナス675万8,726円、8の経常利益はマイナス239万5,752円とする計画を立てております。

なお、報告第8号説明資料としましては、1ページに第31期事業実績表を、2ページにレストラン利用人数比較表を、3ページは組織表と役員名簿を、4ページは商品一覧表と在庫状況の推移を、5ページに第32期の実施計画表を添付しております。後ほどご確認ください。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

日程第5 報告第9号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長 日程第5、報告第9号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第9号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して9月議会に報告させていただくものであります。意見書につきましては、議案書に添付しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をお開きください。

まず、健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計において赤字額は発生しておりませんので、該当いたしません。

実質公債費比率は10.3%、将来負担比率は117.9%です。

それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示ししているとおりであります。

報告第9号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に沿って補足説明をさせていただきます。まず、資料の3ページをお開きください。

実質赤字比率は左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除したマイナスの2.85%となりました。実質収支が黒字の場合は、マイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は一般会計等に全ての公営事業会計を加えたものが対象でありまして、右下になりますが、全会計における実質収支額及び資金剰余額の合計を標準財政規模で除したマイナスの23.63%となりました。

実質公債費比率につきましては、資料の4ページをお開き願います。

実質公債費比率の対象となる公債費等は、①の元利償還金の額から②③を除いた⑦一時借入金の利子までの合計が該当いたしまして、⑧の特定財源から⑩の密度補正の元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する項目であります。

算定結果は中段の右寄りになりますが、令和元年度単年では9.61737%と平成30年度に比べ約0.85%好転しており、3年平均では10.3%で、

前年度は 11.0%でありましたので、0.7%好転しております。

3 か年平均における好転した要因は、平成 28 年度と令和元年度の比較になりますが、①一般会計の地方債の元利償還金が約 6,380 万円増加したものの、④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が約 1 億 4,360 万円の減少、また、⑩の災害復旧費等に係る基準財政需要額が約 5,390 万円増加したこと、分母を構成する標準財政規模が約 1,090 万円増加したことが主な要因であります。

単年度の実質公債費比率の減少、好転要因としましては、これも①の一般会計の地方債の元利償還金が約 1,690 万円増加したものの、⑧の特定財源の額が約 520 万円の増加、⑨から⑩の元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額の 420 万円の増加、④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金が約 4,450 万円減少したことが主な要因となっております。

将来負担比率につきましては、資料 5 ページをお開きください。

対象となる将来負担額は、上段に記載しています地方債現在高から退職手当負担見込額までの各項目で、合計は下段の算式中 A 欄 186 億 3,463 万円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は中段にお示ししておりますとおり、合計は下段の B 欄 134 億 6,379 万 5,000 円、差引き実質負担額は 51 億 7,083 万 5,000 円です。これを標準財政規模から普通交付税に算入された公債費等の額を控除しました 43 億 8,395 万 4,000 円で除したものが将来負担比率で、117.9%となります。前年度は 127.9%でありましたので、10.0%好転しております。

好転の要因ですが、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額が約 2 億 7,530 万円減少したものの、公営企業等繰入見込額の約 7 億 8,380 万円の減、組合負担等見込額の約 1,950 万円の減、充当可能特定収入の約 4,350 万円の増加などにより、実質的な将来負担額が約 4 億 3,240 万円減少したことが主な要因であります。

最後に公営企業会計における資金不足比率等につきましては、資料 6 ページをお開き願います。

資金不足額・剰余額につきましては、資料 6 ページ右から 7 列目（8）の列になりますが、法適用企業会計の水道事業、工業用水道事業、下水道事業会計及び工業団地造成事業会計、これらの資金不足額・剰余額は、主に流動資産から流動負債を控除したものが資金剰余額であります。いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生しておりません。

以上が各指標の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 議案第 59 号 教育委員会委員の任命について

議 長 日程第 6、議案第 59 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第 59 号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。教育委員会は教育長と 4 名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。委員の任期は 4 年であります。

本議案は、現教育委員の西井裕子さんが令和 2 年 9 月 30 日で任期満了となる

ため、後任として中田貴子さんを任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

中田さんの経歴等につきましては、議案第59号資料1ページをご覧ください。

住所は福崎町大貫351番地1。昭和39年3月11日生まれの56歳です。

学歴、職歴、役職歴につきましては、資料に記載のとおりでございます。

中田さんは役職歴にもありますとおり、地域活動に熱心に取り組まれております。また、教育及び文化に関し高い理解力をお持ちで、教育委員として適任であり、福崎町のエドゥケーションの推進・向上に取り組んでいただけるものと確信をしております。

資料1ページの右側には、中田さんの教育委員としての抱負をお示ししておりますので、ご参照いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 会議の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時24分

再開 午前10時39分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第7 議案第60号 令和元年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第61号 令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第62号 令和元年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第63号 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第7、議案第60号、令和元年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第63号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者 議案第60号から議案第63号までの4議案について、決算書及び議案説明資料により概要を説明いたします。

まず、議案第60号は、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付して、議会の承認を求めるものでございます。

初めに、お手元に配付しております決算書の一般会計260ページをお開きください。260ページは実質収支に関する調書です。

歳入総額87億7,103万1,090円、歳出総額85億5,963万8,151円、差引額2億1,139万2,939円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額6,081万5,000円で、実質収支額は1億5,057万7,939円となり、令和2年度へ繰り越します。

261ページから267ページまでは財産に関する調書で、公有財産、物品、基金及び債権の保有内容をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、決算の概要をご説明させていただきます。

議案第60号説明資料の1ページをお開きください。

令和元年度一般会計の決算概要について、この説明書により割愛しながら朗読して説明に代えさせていただきます。

初めに歳入についてでございます。

歳入総額は87億7,103万1,090円で、対前年度比2億782万2,558円、2.3%の減となりました。内訳は、第1款の町税33億2,678万7,895円から、第21款の町債10億4,808万8,000円まででございます。

歳入の決算の款別のグラフを資料の14ページにお示ししております。そちらも後ほどご参照ください。

歳入の主な増減内容につきましては、歳入総額の37.9%を占める町税の収納額は1億347万3,389円の増となりました。個人町民税では納税義務者数の増加により、2,386万4,254円の増、法人町民税は中小企業優遇税制による一部中小企業の設備投資が落ち着いたこともあり、2,395万4,181円の増、固定資産税の土地は地価の下落がなお続いているため、89万8,589円の減、家屋は据え置き年度のため、新增築家屋への課税による増額となり、2,368万5,357円の増。

資料2ページでございます。

償却資産は企業の設備投資が進み、3,230万1,233円の増となりました。軽自動車税は税率改正の影響などで、284万8,735円の増。町たばこ税は販売本数の減などにより、216万9,182円の減となりました。地方譲与税は135万5,007円の増、利子割交付金は232万6,000円の減、配当割交付金は185万2,000円の増、株式等譲渡所得割交付金は279万3,000円の減、地方消費税交付金は1,476万円の減、ゴルフ場利用税交付金は224万4,079円の減、自動車取得税交付金は1,319万5,011円の減、地方特例交付金は6,657万5,000円の増、地方交付税は7,525万7,000円の増、交通安全対策特別交付金は14万7,000円の減、分担金及び負担金は幼児教育無償化による公立認定こども園負担金の減などにより、4,835万3,630円の減、使用料及び手数料はコミュニティプラント使用料やし尿くみ取り手数料などの減により、618万8,638円の減、国庫支出金は社会資本整備総合交付金の減により、5,408万2,241円の減、県支出金は農村地域防災減災事業補助金、ひょうご地域創生交付金の減などにより、1,472万5,323円の減、財産収入は土地売却収入の増により、2,109万2,742円の増、寄附金はふるさと応援寄附金の増により、3,044万3,331円の増、繰入金は財政調整基金繰入金、土地開発基金繰入金の減などにより、1億9,927万5,364円の減、繰越金は6,044万9,801円の減、諸収入はプレミアム付商品券販売収入、トヨタ・モビリティ基金助成金の増などにより、2,651万9,060円の増、町債は1億1,584万7,000円の減となりました。

次に、前年度歳入決算額との比較表を添付をいたしております。

続きまして、3ページをご覧ください。歳出についてでございます。

歳出総額は85億5,963万8,151円、不用額は2億26万1,849円となりました。歳出の決算の款別のグラフを資料の15ページにお示ししております。そちらも後ほどご参照ください。

議会費では、定例会4回と臨時会1回が招集され、議案96件、報告12件、意見書4件について、慎重に審議をしました。

総務費の一般管理費では、福崎まちづくり出前講座を実施しました。遠野市との交流事業として毎年参加していた遠野市産業まつりは、台風19号のため、遠野市を訪問することができませんでした。

次に、会計管理費では、公金収納について関係課と連携し、口座振替の推進に取り組み、業務の効率化を図りました。

財産管理費の庁舎管理事業では、本庁舎総合窓口カウンター整備を実施し、カウンター段差の解消、プライバシー確保のための仕切りパネル設置、窓口案内のためのブースサイン設置等を行いました。防犯灯設置事業では、児童の安全な通学路確保や関係自治会からの設置要望等により、防犯灯13基を設置しました。財政調整基金については、税収の増加により、4,220万円の積立てを行いました。

企画費のふるさと応援寄附金事業では、町外の多くの寄附者に応援してもらえるように、記念品の充実と記念品協力事業者を募り、事業の拡充に取り組みました。

地域振興費では、参画と協働のまちづくりを進めるための自立（律）のまちづくり交付金事業や地域交流広場事業、アドプト事業、住民参加による福崎まつりや民俗辻広場まつり事業を実施しました。

交通対策費の交通安全対策事業では、カーブミラー等を設置し、交通事故防止に努めました。また、町内の各認定こども園、小学校、中学校において、各種交通教室を行いました。

徴税費では、口座振替制度を推進し、納税者の利便性を図りました。利用者は令和元年度末で4,248人となりました。

戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業では、個人番号カードの交付率向上のため、写真の無料撮影とカード申請の受付を行いました。令和2年2月からは、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアで住民票等を取得できるコンビニ交付サービスを開始し、カードの利便性が向上しました。その結果、令和元年度末の申請者数は3,460人となりました。

選挙費では、平成31年4月に兵庫県議会議員選挙、福崎町長選挙、福崎町議会議員補欠選挙、7月には参議院議員選挙を実施しました。

統計調査費では、主として国の委託統計を実施しており、令和元年度は教育統計、工業統計調査等を実施しました。

4 ページです。

監査委員費では、公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、年間監査計画に基づいて、決算審査を5日、定期監査を4日、例月出納検査を12日、延べ21日間の監査を行いました。また、法改正により、福崎町監査基準を作成し、公表しました。

民生費の社会福祉総務費は社会福祉事業に要した経費で、主な支出は、民生委員・児童委員活動に要した経費、社会福祉協議会への委託料・補助金、巡回バス運行補助に要した経費、戦没者慰霊塔の管理等に要した経費及び国民健康保険事業特別会計の繰出金でございます。

社会福祉協議会への運営委託事業では、みまもり給食サービス事業及びふくちゃん弁当事業を、より効果的に事業を推進することができました。また、町内各小中学校の児童生徒に対する福祉教育の推進、ボランティアと協力しての介護予防教室の実施、地域リーダーを育成してのミニデイサービスの運営支援など、令和元年度も住民力を生かして継続実施ができました。

防犯対策事業では、福崎警察署をはじめとする関係団体を連携し、福崎町防犯

指導委員会による防犯パトロールや街頭キャンペーン等を実施して、防犯意識の高揚を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進に努めました。

巡回バス運行事業では、郊外便・川西地区や市川町連携コミュニティバスの運行再編を行い、利用者の利便性の向上に努めるとともに、町民に交通施策の実施を行うことによりニーズの掘り起こしを行いました。また、市町村運営有償運送として、神戸医療福祉大学バスとの連携を実施しました。

障害福祉費では、障害のある方も住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、福祉の充実と向上を図るために要した経費を支出しました。また、関係団体及び機関と連携を図りながら、障害への理解を深め、障害のある方のライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行いました。

国民年金事務費では、住民に対する国民年金制度の周知に努め、姫路年金事務所と協力・連携して、未加入者・未納者の解消に取り組みました。

老人福祉費では、少子化、核家族化の進行によって、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等は増加の傾向にある中、高齢者自身が要介護状態にならないよう予防し、これまでの能力、経験を生かし、生きがいを持って、安心して暮らせるような生活支援を基本とした高年福祉の各事業に要した経費を支出しました。

令和元年度末における当町の高齢化率は28.46%で、平成30年度末より0.29%の伸びとなりました。

外出支援サービス事業では、65歳以上の要援護高齢者36名が延べ554回、通院等で利用され、高齢者の保健福祉の増進に努めました。

人生いきいき住宅助成事業では、16件の助成を行い、この事業の実施により、住環境が改善され、高齢者及びその家族の利便性の向上が図られました。

介護保険利用者助成事業では、介護保険制度における訪問介護、通所サービス等を利用する低所得者に対し、利用料の自己負担の2分の1を助成することにより、経済的負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図りました。

医療助成費は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等、高齢重度障害者、子どもの福祉増進を図るための医療費助成事業に要した経費です。医療費一部負担助成扶助として、高齢期移行者医療を除く医療費助成制度の対象者に、町単独施策として、自己負担額に係る県福祉医療制度の一部負担金について助成しました。

老人ホーム運営費では、入所者の自主性と思いやりの心を育て、家族との連携を図りながら、地域の人との触れ合いを大切にし、明るく楽しく生き生きとした老人ホームづくりに努めました。令和元年度措置人数は、月平均42.8人でした。

5ページでございます。

老人憩いの家管理費では、町民をはじめとした地域住民の憩いの場として、利用者によりよいサービスの提供ができるよう努めました。指定管理機関は4年目となりました。施設利用については、新型コロナウイルスの感染防止のため、3月9日から15日までは全館休止、3月16日から一部利用を制限しつつ再開しました。この影響により、利用者は年間3万2,989人で、平成30年度3万9,471人と比較して、6,482人の減となりました。

児童福祉総務費では、児童の健全な育成のため、障害のある児童に対して年金の支給、障害のある児童及び母子・父子家庭への就学援助等を実施しました。

学校教育課における子ども・子育て支援事業では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。また、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化実施のため、子ども・

子育て支援システムの改修を行いました。

保健センターにおける子ども子育て支援事業では、妊娠期から全ての子どもと家庭を対象に切れ目のない継続的支援を目指すため、新規に福崎町子ども家庭総合支援拠点を設置しました。子ども家庭支援員による家庭自立相談を行い、要支援者を個別で相談対応しました。

児童手当費では、次代を担う子どもの健全な育成と資質の向上、家庭生活の安定を目的として、年3回、児童手当を支給しました。

保育所費では、福崎町に住所を有し、保護者の就労等の事情により町外の保育所を利用した児童の費用について、該当する私立保育所、公立保育所、私立小規模保育事業所の設置者に対して費用を支出しました。

認定こども園費では、町内及び町外の認定こども園を利用し、就学前教育・保育を希望する児童のための費用を支出しました。入園児童の健康と安全を確保しつつ、創意工夫を加えながら、年齢に応じた教育・保育を実施しました。

子育て支援施設費では、子育て親子が気軽に集い、交流できる場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育ての孤立化や負担感の軽減を図り、子どもや子育て家庭が安心して健やかに暮らせるよう支援しました。

学童保育費では、共働き家庭や母子・父子家庭など、学校から帰宅して誰もいない留守家庭の小学生の保護、健全育成を図ることを目的に、学校や地域の協力の下、学童保育を行いました。

衛生費でございます。

保健衛生総務費は、救急医療体制整備、保健事業協力団体等への負担金及び補助金と母子保健事業及び食育推進事業など、保健行政に係る経費です。福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画に基づき、各事業を実施しました。令和元年度から保健センターの土曜開庁を実施し、保健センター業務及び地域包括支援センター業務を行い、支援を求める住民が早期に相談できる体制を整備しました。

母子保健事業では、家庭訪問、乳幼児健康診査、健康教育に加え、妊娠期から産後の不安の高い時期に専門的な支援が継続できるよう、産前産後サポート事業を実施しました。

6 ページです。

予防費では、住民の健康増進のため、予防的対策として行った予防接種事業、成人保健事業、自殺対策事業の費用を支出しました。

予防接種事業では、安全で適切に接種できる体制を整えるとともに、任意予防接種助成事業も継続し、感染予防と住民の健康増進を目指しました。

成人保健事業では、生活習慣病予防のための特定健康診査、各種がん検査を実施、がん検診推進事業による子宮・乳がん検診、肝炎ウイルス検診等の受診率の向上に取り組みました。

自殺対策事業では、平成30年度に策定した、いのち支える福崎町自殺対策計画に基づき、事業を実施しました。

公害対策費では、工場等からの公害発生を未然に防止するため、主要事業場と公害防止協定を締結し、事業場からの排水調査をするとともに、主要河川の水質調査やゴルフ場からの周辺環境への影響を監視するため、関係する池や河川の水質を調査しました。

自然保護費では、自然歩道の補修や維持管理を行い、利用促進を図るとともに、住民が自然に触れ親しむことができるように実施している福崎町自然歩道を歩こう大会は、第30回の記念大会として開催しました。町内会から1,503名の参加がありました。

し尿処理費では、中播衛生施設事務組合への負担金やし尿くみ取り業務等、し尿処理に要した費用を支出しました。

ごみ処理費では、ごみ収集に係る経費とくれさか環境事務組合への負担金を支出しました。ごみの排出抑制、再利用、リサイクルを主とした廃棄物循環型社会の形成を目指し、家庭系ごみの分別区分、分別収集を実施しました。

次に、農林水産業費の農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可など法令事務や、農地の確保と農地利用の最適化の推進に取り組んだ費用を支出しました。平成30年度の耕作放棄地約5.9ヘクタールに対し、令和元年度は約7.9ヘクタールとなり、約2.0ヘクタールの耕作放棄地が増加しました。所有者に通知するなど、耕作放棄地の把握、解消に努めました。

農業振興費では、農業の持続的発展を図るため、力強い農業経営を展開できるように支援するとともに、特産もち麦の産地振興並びに農産物の生産・供給体制を整え、地産地消を推進しました。

体験農園事業では、春から秋にかけて体験農園を設置し、園児・小学校児童を対象に作物の植付けから収穫までの農作業体験実習を実施し、体験を通じて児童たちの農業への関心を高めることができました。

農地集積・集約化支援事業では、それぞれの集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体への農地の集積をはじめ、それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方が記載された人・農地プランの作成を支援しました。

農業人材力強化総合支援事業では、人・農地プランを作成した集落で、地域の中心となる経営体への位置づけがなされた青年就農者の営農活動を支援しました。7ページです。

中山間地域等直接支払推進事業では、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農地を継続的に維持管理していく集落を対象に農業生産活動を支援しました。

多面的機能支払交付金事業では、高齢化の進行、農業の担い手不足により集落機能が低下し、適切な維持管理が困難となっている農地・農業用施設等の地域資源に対し、農地や水等の資源保全を図り、将来にわたって地域ぐるみで行われる取り組みを支援しました。

環境保全型農業支払推進事業では、県の認証・ひょうご安心ブランドを取得している営農組合等が行う有機農業や緑肥の作付など、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する環境に優しい営農活動に対して支援を行いました。

農業構造改善施設運営費は、春日ふれあい会館と春日山キャンプ場の管理運営と施設改修に要した費用です。

水田活用推進対策事業は、数量調整の円滑な推進に係る自主努力を支援し、地域の特性を生かし、戦略作物等の作付を推進し、水田農業経営の安定を図る事業です。3年以上作物の作付を行っていない農地に主食用米、酒米、麦類、豆類、そば、飼料作物等を作付した農業者、自作農地へ堆肥散布を実施し土づくりをした農業者に補助金を交付しました。

経営所得安定対策直接支払推進事業は、経営所得安定対策の推進活動及び要件確認等に要する経費に対して助成することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業多面的機能を維持することを目的とする事業です。福崎町地域農業再生協議会を経営所得安定対策等推進事業の実施主体として位置づけ、補助金を交付しました。

農地費では、農業経営の生産性を高めるため、経営の安定に資する農業基盤の整備に要した経費で、土地改良関係団体等で施工された土地改良等事業に対し、

補助金を支出しました。

国土調査費では、国土調査法に基づく地籍調査に要した費用を支出しました。また、町単独事業として、国土調査図面訂正等業務委託料などを支出しました。

ほ場整備事業費では、高岡・福田地区のほ場整備事業及び山崎地区ほ場整備事業採択に向けて行った測量設計及び集団化業務に要した費用を支出しました。

ため池整備事業費は、水害・地震対策を必要とするため池等の整備に要した経費で、農村地域防災減災事業では、地震や豪雨等によるため池等農業用施設の災害を防止し、農村地域の防災力向上を図るための事業を実施しました。

県営ため池整備事業は、ため池の耐震性に応じて必要な耐震整備を実施するものです。（桜）上池は仮設道路の撤去及びしゅんせつ工事を実施し、工事が完了しました。三谷池は工事实施に向け、仮設道路工事を実施しました。

林業振興費は、森林の有する多面的機能の持続を図るための里山整備や森林整備、有害鳥獣駆除に要した費用で、松くい虫被害木の伐倒を実施し、環境保全と景観の改善を図りました。有害鳥獣駆除事業については、福崎町猟友会と連携して駆除活動を行うとともに、鳥獣被害から集落を守るため、福田区、長野区の防護柵設置に対し支援を行い、農林業被害の軽減に努めました。

次に商工費では、工業団地への企業誘致や企業進出事務、福崎町商工会と連携した町内中小・小規模事業者への支援など商工業振興施策、観光施設の整備や福崎町観光協会への助成、町の観光交流軸の発着点に建設した観光交流センターの運用と取り組み、株式会社もちむぎ食品センターへの支援をはじめとする特産もち麦の普及促進のための取り組みなどを行いました。

８ページです。

商工総務費では、企業誘致と工業団地調査池の維持管理費等を支出しました。

商工業振興費では、福崎町商工会による福崎町なっ得商品券の発行や産業活性化緊急支援事業による町内商工業者の活性化と消費拡大、町制度融資による資金融資を行いました。観光ルートを拡大し、観光客へのおもてなしの向上を図るため、もちむぎのやかたの施設や設備に係る修繕、更新を実施するとともに、公衆トイレの清掃業務管理委託を行い、美観の維持に努めました。また、２つの観光交流センターを令和元年１０月６日から供用開始し、福崎町観光協会の事業活動に対する支援など、観光振興に努めました。

中小企業振興事業では、町制度融資により、町内中小企業の資金調達に寄与するとともに、なっ得商品券発行補助による町内商店の活性化及び産業活性化緊急支援事業による町内業者振興を図りました。

観光振興事業では、福崎町の観光資源をよりよく啓発するため、観光ポスター３種とのぼりを製作、お土産用お菓子の開発、ステッカーや妖怪ベンチカレンダーなどのグッズの新商品開発に力を入れました。

駅前観光交流センター管理事業では、愛称を公募し、駅前観光交流センターを「フクちゃんプラザ」として供用開始し、町の玄関口として、観光情報をはじめ地域の多様な情報の発信、施設内や福崎駅前交流広場でのイベント実施などを通じて、観光客だけでなく地域住民、起業家などの交流拠点として運営を行いました。

辻川観光交流センター管理事業では、辻川界限、柳田國男、観光発信の玄関口であり、道の駅機能を併せ持った施設として位置づけ、運営を行いました。また、愛称は「サキちゃんプラザ」として供用を開始いたしました。

ひょうご地域創生推進交付金事業では、町の観光振興に寄与するため、観光ポイントの改修や整備、新たな観光スポットの設置などを行いました。また、住民

の食の楽しみの場として、福崎〇〇まるしえを開催し、地域のにぎわいづくりに努めました。また、アクリルチューブに出没する河童のガジロウ装置を駅前交流広場に設置して、新たな妖怪関連のビューポイントとし、稼働させました。

もちむぎのやかた管理事業では、消費税改正や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが減少しましたが、営業利益は黒字を確保することができました。

消費者行政費では、経済環境の変化や生活の情報化、サービス化に伴って多様化してきた消費生活の中で、町民がより安全で安心して生活できるよう、環境問題や契約・取引の適正化に関する問題等に積極的に取り組み、消費者被害を未然に防止するための講座開催や新しい生活情報を提供することにより、自立する賢い消費者の育成を図りました。

９ ページです。

企業会館運営費では、指定管理者の福崎工業団地協議会に企業会館の運営及び管理を委託した費用を支出しました。

続きまして、土木費の土木費では、安全で快適な住民生活と活発な経済活動を支えるため、幹線道路、生活道路の改良及び維持補修を図る等、社会基盤となる道路や河川等の整備を進めました。また、町の健全な発展と秩序ある整備を計画的に推進するための都市計画や住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するための町営住宅の適切な維持管理を図るなど、快適で潤いのあるまちづくりのために要した費用を支出しました。

道路橋梁総務費では、道路橋梁全般の管理に要する経費で、令和元年度は安全・安心なまちづくりを推進するため、防災マップ更新業務を委託しました。

道路改修費は、道路構造物の老朽化、また、交通量の増加により損傷が著しい道路等について、改修、維持補修、清掃作業により、安全・安心な生活基盤を維持するために要した経費を支出しました。

橋梁改修費では、橋梁の計画的、効率的な維持管理、安全性の確保を目的とした補修事業の進捗を図るために、橋梁補修工事積算業務及び橋梁補修設計支援業務を兵庫県まちづくり技術センターに委託し、実施しました。

河川改修費では、県河川の美化事業として、県と委託契約を締結して、市川・七種川の清掃及び草刈り等を実施し、河川環境の美化に努めました。

都市計画費では、都市の健全な発展と秩序ある整備、土地利用の適正化を図るために必要な経費を支出しました。

都市計画見直し事業では、都市計画の見直しや各種計画、検討案の策定などに要する経費を支出しました。令和元年度は都市計画道路福崎駅田原線のルート変更について検討を行いました。また、平成３０年度に作成した福崎町地域公共交通総合ホームページの維持管理及びコミバス改編内容を反映した修正を行いました。福崎町・姫路市連携コミュニティバス運行社会実験事業では、福崎町及び姫路市の公共交通空白地の解消及びＪＲ播但線の利用促進や企業の雇用確保、障害者就業支援といった他分野の連携により、地域のニーズにあった地域交通を形成し、事業継続性を見極めるため、福崎町・姫路市連携コミュニティバスの運行社会実験を実施しました。

福崎駅周辺整備費では、用地買収、物件移転補償並びに駅前の交通広場、交流広場の一部工事を実施しました。平成３０年度繰越明許費としていた駅周辺道路事業については、委託料、工事費として執行。都市再生整備事業については、委託料、工事費として執行し完了しました。また、福崎駅前交流広場の完成に伴い、１０月６日には、同広場において多数の来賓及び事業関係者も出席の下、完成記

念式典を開催しました。

公園管理費では、市川河川公園やイーストパーク、ふれあい広場等の適切な維持管理のための費用を支出しました。

10ページです。

住宅管理費では、町営住宅の維持管理に要する費用を支出しました。経年劣化による住宅設備の取替えや補修を行うことにより、入居者の住みよい生活環境整備に努めました。また、町営住宅駅前団地整備事業に伴い、他の町営住宅に居住する世帯からの移転事業を進めました。空家対策事業では、空き家の実態把握のため、各集落への空き家情報の紹介、空き家の現地確認を行いました。

住宅建設費では、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、駅前団地建替工事を実施しました。

消防費の常備消防費は、姫路市への消防事務委託に要した経費です。令和元年度中の火災発生は10件、救急出動は899件でございました。

非常備消防費では、災害から郷土を守るため、有事に即応した新しい知識・技術を取得し、1本部32分団600人及び機能別消防団員13人の体制で消防施設を効果的に使い、消防活動を行いました。火災・警戒出動は1,211人、訓練等出動は1,818人でした。

防災対策費では、災害発生時に対処するための経費を支出しました。そのほか災害発生時及び一般行政広域伝達に利用している移動系防災行政設備の保守点検、兵庫県衛星通信ネットワーク施設・災害対応総合情報ネットワークシステムの維持管理費、防災備蓄備品の購入などの費用を支出しました。令和元年度においては、町職員と消防団員が合同で水害を未然に防ぐための知識と技術を習得するため、水防訓練を実施しました。

教育費の教育委員会費では、教育委員会の会議は定例会を12回開催し、教育上の諸問題について審議しました。

事務局費では、不登校指導員等を配置し、児童生徒の問題解決に早期対応いたしました。また、外国語指導助手を2名配置し、国際理解教育を進めました。学校保健安全事業で、学校保健安全法に基づき、児童生徒及び教職員の健康管理のため、各種健診を実施しました。

小学校費は、小学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した経費で、老朽化に伴う不良箇所や機器類の修繕を行い、学校施設の環境改善に取り組みました。また、令和元年度も兵庫県立南但馬自然学校において、5年生185人が2班に分かれ、自然学校を体験しました。小学校施設整備・補修事業では、小学校の全普通教室に空調設備を導入しました。遠野市友好交流事業では、平成30年度から友好都市提携の教育分野の事業として、第2回岩手県遠野市と福崎町の児童交流を実施しました。

中学校費は、中学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した経費で、令和元年度も2年生を対象に、地域に学ぶ体験活動「トライやる・ウィーク」を実施し、社会体験活動を行いました。

11ページです。

中学校施設整備・補修事業では、小学校と同じく中学校2校の全普通教室への空調設備設置工事を完了することができ、夏場の熱中症等に対する生徒の安全確保及び学習環境の改善を図ることができました。

社会教育総務費は、生涯学習社会の充実、家庭や地域社会における教育力の向上に資するための社会教育全般にわたる事業の推進、また、青少年健全育成活動の推進に要した経費です。

社会教育振興のために吉識雅夫の顕彰を図るとともに、子どもたちの自然科学に対する興味、関心、意欲を高めることを目的として、自然科学分野で優れた研究等を行った児童生徒に、第12回目となる吉識雅夫科学賞を贈りました。

成人式は1月13日に開催し、該当者247人中166人の参加がありました。

地域ぐるみ教育支援事業では、土曜英語教室、サマースクール、ウインタースクール等の教育支援、登下校時の見守り、校内巡視等により学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる学校支援活動に取り組みました。

青少年健全育成事業では、人権・青少年健全育成フェスティバルをエルデホールで開催しました。

公民館費では、生涯学習の場の提供、町民が主体的に学習するための講座や教室を開講し、内容の充実に努めました。セミナー事業では、サルビアセミナーを開催し、地域住民が現在の生活を見つめ直して、心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう、有益な知識や情報を提供しました。

図書館費では、3月6日から19日まで、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため臨時休館したことなどにより、来館者、貸出冊数、貸出人数ともに平成30年度より減少しました。令和元年度末の蔵書点数は15万3,552点。利用状況は、貸出人数4万3,451人、貸出冊数21万8,360冊でした。

文化センター管理費では、施設の維持補修として、小ホール空調機入替工事などを実施しました。利用状況は1,599件、利用者数は3万1,547人でした。

エルデホール運営費では、施設を閉館して空調設備の改修を行ったほか、自動火災報知設備等入替、メインホール北側跳上階段補修など、緊急性を要するものについて、修繕を実施しました。自主公演事業は6回実施しました。

研修センター運営費は、文化センターの分館として、文化教養の向上、研さんの場として安全に快適に利用できるよう管理運営を行いました。利用状況は794件で、9,368人でした。

青少年野外活動センター費では、野外活動を通して青少年の健全育成を図り、地域住民に自然に触れる機会や交流の場を提供するための費用を支出しました。利用状況は419団体、7,064人で、平成30年度より増加しました。

辻川界限文化振興費は、辻川界限の文化振興及び文化施設の管理運営に要した経費で、歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館の運営及び管理、第40回山桃忌の開催に要した費用を支出しました。

歴史民俗資料館運営事業では、元号が改められ平成が終わる節目に、平成の福崎町での出来事や当時の様子などを紹介した企画展を開催しました。令和元年度の入館者数は1万2,744人でした。

12ページです。

柳田國男・松岡家記念館運営事業では、第40回山桃忌、松岡映丘画稿展等を実施しました。

三木家住宅等管理事業では、三木家住宅を活用していくため、主屋部分を展示施設として一般公開しました。また、公開イベントも引き続いて実施しました。公開イベントは7回開催し、参加者は2,741人でした。三木家の開館日数は150日、入館者数は5,085人でした。

文化財保護費では、文化財を保護し、活用を図るため、町指定文化財の保存継承事業や古墳周辺環境整備等を行いました。

埋蔵文化財発掘調査事業では、民間開発等に伴う試掘・確認調査を12か所、本調査を4か所で行いました。

保健体育総務費では、生涯スポーツ全般の振興と推進に努めました。スポーツ競技で優秀な成績を収めた方に贈るスポーツ功績賞を個人12人に授与しました。

子ども会運営事業では、健全な身体と協調精神の向上、情操教育を目的として、各種団体の協力を得て、競技大会やオセロ大会、将棋大会と開催しました。

給食運営費では、福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画に基づき、安全・安心な地域の食材をできるだけ多く給食に取り入れました。また、福崎町の特産物であるもち麦に親しみ、家庭でも活用してもらえるように、給食においても、もちむぎ麺やもちむぎ精麦を使用した献立を積極的に取り入れました。給食における地産地消率は49.7%と、平成30年度よりも2.2%増となり、全体の地元野菜の使用料は706キログラム増となりました。

町民グラウンド管理費では、町民第1・第2グラウンドやスポーツ公園、町民第3グラウンドの維持管理に要する経費を支出しました。町民の健康づくりとスポーツ活動を行う生涯スポーツの場として利用されました。

学校施設社会開放費では、生涯スポーツを推進するため、学校施設の社会開放を行いました。体育館、グラウンド合わせて2,592回、7万8,489人の利用がありました。

体育館運営費では、生涯スポーツの拠点として、各年代層に合ったスポーツを選択できるよう、年間を通して様々な教室・大会を開催しました。また、施設において、より安全で効率的なスポーツ活動の場を提供するため、設備の充実、整備を行いました。

公債費です。

公債費では、長期借入金の返済額は元金8億8,843万755円で、令和元年度借入総額は10億4,808万8,000円で、令和元年度末現在高は117億3,621万9,681円となりました。利子は、長期借入金利子5,197万8,028円と、年度内に資金不足が生じたために一時借入を行った利子16万5,668円です。

予備費です。予備費は、予算の範囲内で支出できましたので、充用はありませんでした。

災害復旧費です。災害復旧費は、平成29年9月16日から18日にかけての台風18号豪雨及び平成30年7月豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧工事に要した費用を支出しました。

13ページです。

調定額に対する収入未済額につきましては、9,965万3,716円、対前年度比1,587万2,487円の減となりました。

なお、資料の27ページから37ページにかけまして、町税や使用料の収納状況や不納欠損、滞納等の状況について、資料を添付しておりますので、ご参照ください。

歳出の不用額につきましては、2億26万1,849円で、資料の20ページから26ページに節別のそれぞれ事業ごと20万円以上の不用額の詳細説明をしておりますので、そちらも後ほどお目通しをお願いいたします。

13ページの右側には前年度歳出決算額との比較表、16ページには全会計の給与費明細書をお示ししております。17ページは、項別の歳入の決算表でございます。18ページは項別の歳出の決算表をお示ししております。

19ページには、基金の状況でございます。

基金全体につきましては、令和元年度末現在高の合計は23億3,888万5,438円です。このうち一般会計は左側の表で、令和元年度末で16億7,98

0万5,864円でございます。

以上で、議案第60号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第61号、国民健康保険事業特別会計決算概要について、ご説明いたします。

まず、決算書の国民健康保険事業特別会計の42ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額20億1,860万3,586円、歳出総額20億623万6,277円。差引額、実質収支額ともに1,236万7,309円で、うち2万円を繰り越しし、残り1,234万7,309円は、令和2年度で基金に積み立てをいたしました。

43ページにつきましては、財政調整基金の保有を示しております。決算年度末の現在高は6,197万8,677円でございます。

次に、議案第61号資料で概要説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。本文、上から4行目から朗読説明をさせていただきます。

国民健康保険の財政運営は、増大する医療費や少子高齢化の発展による現役世代の負担増、被保険者の年齢が高く、医療水準が高いこと等の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況になっています。

令和元年度における制度改正の主なものは、①課税限度額の見直し、②軽減判定所得基準額の見直し、③旧被扶養者減免の応益割に係る減免期間の見直し等です。

1世帯当たりの保険税年税額は14万7,500円、1人当たりの保険税年額は9万1,562円となりました。保険給付費は歳出全体の68.8%を占めています。対前年度比伸び率は5.0%増となり、被保険者数は減少しているものの、保険給付費及び1人当たり医療費は増加しています。

保険事業費については、第3期福崎町特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病の予防に努めるとともに、第2期福崎町データヘルス計画に沿って、効率的な保健事業を実施しました。特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう、これまでに引き続き、土曜・日曜に実施する休日健診や医療機関で行う個別健診を実施し、健診未受診者には受診勧奨を行いました。本年度の特定健康診査の受診者数は、集団健診1,049人、個別健診148人、計1,197人で、受診率は39.4%、前年度に比べ0.5%上昇しました。保険給付の状況は、療養給付費受診件数7万2,322件、療養給付費は11億8,733万4,446円、高額療養費は、1億7,019万9,090円となっています。また、出産育児一時金は8件、295万20円、葬祭費は21件、105万円、精神・結核医療付加金は224万7,451円となりました。

資料2ページには、20万円以上の不用額及び保険税収納状況、3ページから6ページについては決算勘定表、税賦課状況についてお示ししておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、議案第62号について、ご説明させていただきます。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計の22ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億7,446万3,097円、歳出総額2億6,889万7,724円、差引額、実質収支ともに556万5,373円です。

次に、議案第62号資料にて、概要説明させていただきます。

資料の１ページをお願いいたします。本文、上から７行目から朗読説明いたします。

令和２年３月末の被保険者数は２，７４５人で、町は兵庫県後期高齢者医療広域連合より定められた保険料を徴収し、所得が低い方の保険料軽減分等に係る保険基盤安定納付金と合わせて広域連合へ納付します。

保険料率は、兵庫県内は均一で２年ごとに改定され、平成３０・令和元年度については、均等割額は４万８，８５５円、所得割は１０．１７％、賦課限度額は６２万円です。

歳入は、保険料や一般会計からの繰入金等で、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定負担金です。

歳出は、人件費のほか、事務費等経費、後期高齢者医療広域連合納付金で保険料と保険基盤安定納付金を納付しました。

資料２ページ、３ページには、２０万円以上の不用額及び保険料収納状況、給付費等の状況についてお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、議案第６３号について、ご説明いたします。

決算書の介護保険事業特別会計の４６ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１６億８，１１３万９，４６８円、歳出総額１６億４，９１４万９，２９８円、差引額、実質収支とも３，１９９万１７０円で、うち２万円を繰越金とし、残り３，１９７万１７０円を令和２年度で基金に積み立てをいたしました。

４７ページにつきましては、財政調整基金の保有を示しております。決算年度末の現在高は、４，４５０万８９７円でございます。

次に、議案第６３号資料で概要説明させていただきます。

議案第６３号資料、１ページをお願いいたします。本文、上から４行目から朗読説明をさせていただきます。

介護保険制度が平成１２年に施行され１９年が経過し、令和元年度は第７期事業計画の２年目となりました。第７期事業では、第６期に引き続き、高齢者がいつまでも健康で生き生きと生活を送ることができる介護予防対策の推進、高齢者が自らの選択に基づき、自立した質の高い生活が送れる介護サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービス利用ができるよう努めました。

第７期の主な改正点として、第７期介護保険料は、在宅サービスの利用増と地域密着型サービス事業所の増設を見込み、基準月額を５，２４０円から５，７８０円としました。また、消費税率引上げによる公費を投入して、低所得者の保険料の軽減割合及び所得段階を令和元年度はさらに拡充し、保険料基準額に対する第１段階の割合を５０％から３７．５％、第２段階の割合を６５％から５７．５％、第３段階の割合を７５％から７２．５％に軽減しました。所得段階は第５期の７段階から、第６期以降は負担能力に応じた保険料設定となるよう課税層の所得段階を多段階化し、１０段階に設定しました。そのうち、平成３０年４月から、第７段階及び第８段階の基準所得金額を１０万円ずつ引き上げました。利用者自己負担割合は、所得水準にかかわらず原則１割でしたが、平成２７年８月から所得等に応じた負担割合となり、６５歳以上で一定以上の所得のある方は２割に引き上げになりました。さらに平成３０年８月からは、現役並み所得者について、負担割合が３割に引き上げられました。

令和元年度の介護保険給付費は１５億６６２万３，９８０円となり、対前年度比０．６％増加し、サービス別介護保険給付費では、通所介護、訪問介護、訪問看護等の居宅サービス費が前年度比９．８％増、地域密着型サービス費は対前年

度比 0.1% 増、施設サービス費は対前年度比 11.1% 減となりました。

地域支援事業では、総合事業の訪問型・通所型事業として、要支援者と事業対象者に対し指定事業者が行う従前相当のサービス、または直営や委託先事業所が行う多様なサービスを利用者の同意の下、提供しました。

包括的支援事業は、介護保険運営協議会に兼ねていた地域包括支援センター運営協議会を新たに設置したことにより、地域包括支援センターの運営評価機能が強化されました。

地域支え合い会議は、自治会福祉担当者による我が事会議を 5 自治会が開催しました。

地域介護予防活動助成事業は、地域の自主的な介護予防、支え合い活動を支援する事業として、地域ふくろうの会、ふれあい喫茶、認知症カフェなど 54 団体に補助金を支給しました。

資料 2 ページから 6 ページには、20 万円以上の不用額及び保険料収納状況、月別の給付状況等についてお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、特別会計 3 議案につきまして、一括説明をさせていただきました。よろしくご審議賜り、認定いただきますよう、お願いいたします。

- | | | |
|---------|-----------|----------------------------|
| 日程第 1 1 | 議案第 6 4 号 | 令和元年度福崎町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 5 号 | 令和元年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 6 号 | 令和元年度福崎町下水道事業会計決算認定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 7 号 | 令和元年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について |

議 長 日程第 1 1、議案第 6 4 号、令和元年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、日程第 1 4、議案第 6 7 号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定についてまでの 4 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第 6 4 号、議案第 6 5 号、議案第 6 6 号及び議案第 6 7 号について、ご説明申し上げます。

この 4 議案につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和元年度の水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計並びに工業団地造成事業会計の決算について、議会の認定をお願いするものです。

議案第 6 4 号、水道事業会計決算からご説明申し上げます。

決算書の 1、2 ページをお開きください。

水道事業の決算報告書です。この報告書は予算に対する執行実績を示したもので、消費税込みで表示しております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1 款、水道事業収益、予算額 4 億 3,310 万円、決算額 4 億 3,920 万 6,397 円、予算額と比較して 610 万 6,397 円の増であります。各項の決算額は、1 項、営業収益、3 億 4,248 万 7,774 円、2 項、営業外収益、9,669 万 5,955 円、3 項、特別利益、2 万 2,668 円。

支出は、1 款、水道事業費用、予算額 4 億 2,124 万 2,000 円、決算額 4 億 734 万 5,016 円、不用額は 1,389 万 6,984 円となりました。各項の決算額は、1 項、営業費用、3 億 8,383 万 426 円、2 項、営業外費用、2,195 万 2,590 円、3 項、特別損失、156 万 2,000 円です。

3、4 ページは、資本的収支及び支出でございます。

収入は、1 款、資本的収入、予算額 1,150 万円、決算額 1,218 万 5,

214円、予算額と比較して68万5,214円の増となりました。各項の決算額は、1項、補助金、94万6,842円、2項、工事負担金、1,121万8,500円、3項、固定資産売却代金、1万9,872円であります。

支出は、1款、資本的支出、予算額1億3,504万2,200円、決算額1億1,269万8,674円、不用額は2,234万3,526円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費、9,384万2,715円、2項、固定資産購入費、0円、3項、企業債償還金、1,885万5,959円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億51万3,460円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額829万3,495円と過年度分損益勘定留保資金9,221万9,965円で補填いたしました。

次に、決算の概要をご説明いたします。13ページをお開きください。

本年度は、昨年度と比べて、給水量が0.9%の減、給水収益につきましても0.7%の減となりました。給水戸数は昨年度より100戸余り増加しましたが、町全体の人口減少により給水収益は伸び悩む結果となりました。しかしながら、営業費用で総係費や資産減耗費が減少したため、経常利益は25.6%の増、純利益も14.8%増加しています。

建設改良事業では、新規の給水装置設置工事のほか、老朽化した水道管の入替工事を実施しました。また、西治地区の町道西治長野線無名橋架替工事に伴い、送配水管の移設工事を実施しております。舗装工事では、工業団地配水池更新工事跡の舗装本復旧工事。電気設備工事では、辻川山配水池の計装テレメーターが老朽化したため、更新工事を実施しました。

有収率につきましては、昨年度と比べて0.2ポイント低下しましたが、依然、高水準を維持しております。

なお、議案第64号資料、1、2ページに水道料金及び送配水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

15、16ページは、建設改良工事の契約内容を、17、18ページは給水工事や保全工事など、19ページは業務量をお示ししております。

業務量①の給水戸数は8,211戸で、前年度から107戸の増。③の配水総量は262万9,859立米で、有収率は95.9%であります。

20ページには事業収入、21ページには事業費用を取りまとめております。

21ページ下の給水原価は、1立米当たり153円12銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は119円44銭、供給単価は1立米当たり120円27銭となりました。

23ページは、企業債の概要でございます。本年度の発行はなく、償還額1,885万5,959円で、年度末残高は9億7,030万446円となりました。

24ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段、当年度純利益は2,355万6,361円。下から3行目、4の資金増減額は3億2,411万3,786円のマイナスで、6の資金期末残高は8億6,332万329円となりました。

25ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、水道事業収益は4億1,183万6,970円、営業収益は3億1,595万145円で、主なものは、水道料金3億341万8,427円や手数料、他会計負担金などでございます。営業外収益は9,586万5,836円で、主なものは、長期前受金戻入、加入分担金でございます。

27ページは費用です。

水道事業費用は3億8,828万609円で、うち営業費用は3億7,385

万9,960円です。主なものは、原水及び浄水費では、水源地動力費、配水及び給水費では、28ページの県水受水費などでございます。総係費は2,949万5,047円で、主なものは職員の給料です。

29ページは、減価償却費が1億9,892万7,412円。資産減耗費の916万1,591円については、撤去により除却しました田口加圧ポンプ所の残存価格分となっております。

営業外費用は、支払利息1,142万9,715円など。特別損失では、福田水源地整備工事の訴訟に関する弁護士費用145万円を計上しております。

次に、30ページは資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は1,218万3,700円で、主なものは給水工事の負担金です。

31ページ、資本的支出は1億440万3,665円。内訳は亀坪地区配水管更新工事など建設改良費で、8,554万7,706円、企業債償還金で1,885万5,959円でございます。

32ページは固定資産明細書、33ページは企業債明細書です。

次に、5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きでの表示です。

営業収益は、給水収益からその他営業収益までの合計3億1,595万145円。営業費用は、原水及び浄水費からその他営業費用までの合計3億7,385万9,960円。営業損失は5,790万9,815円で、前年度比約1,500万円損失が減りました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計9,586万5,836円。営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせて1,297万649円。差引き営業外利益は8,289万5,187円で、経常利益は2,498万5,372円となり、前年度比では約500万円の増となりました。

特別利益2万989円、特別損失は145万円で、差引きの特別損失142万9,011円と経常利益を合わせた当年度純利益は2,355万6,361円となりました。これに前年度繰越利益剰余金1億3,388万4,563円を加えた当年度末処分利益剰余金は1億5,744万924円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

まず、資本金は前年度末残高16億3,719万9,460円に前年度処分額を加えた処分後残高18億7,702万4,386円がそのまま当年度末残高となりました。資本剰余金4億3,514万9,481円については、変動ありません。

利益剰余金の未処分利益剰余金では、前年度末残高3億7,370万9,489円から前年度処分額を差し引いた処分後残高に当年度変動額を加えて1億5,744万924円。利益剰余金合計は5億2,477万5,510円となりました。

そして、資本合計は当年度末残高28億3,694万9,377円となっております。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度末処分利益剰余金1億5,744万924円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きの表示です。

資産の部、固定資産は、有形固定資産と無形固定資産の合計51億7,379万5,365円、前年度比約1億800万円の減となりました。詳細は32ページ、固定資産明細書並びに議案第64号資料5ページから9ページをご参照ください。

流動資産合計は８億９，１５６万６３１円で、資産合計は６０億６，５３５万５，９９６円、前年度比約４億４，７００万円の減となりました。

１０ページは負債の部で、固定負債は企業債の９億３，８４４万３，１６９円。流動負債は１年以内に償還する企業債からその他流動負債を合わせた合計９，６９８万２，３３０円。繰延収益合計は２１億９，２９８万１，１２０円で、負債合計は３２億２，８４０万６，６１９円。前年度比約４億７，０００万円の減となりました。

資本の部は、資本金１８億７，７０２万４，３８６円と資本剰余金及び１１ページの利益剰余金で、資本合計は２８億３，６９４万９，３７７円。前年度比約２，３００万円の増となりました。

以上、議案第６４号の説明とさせていただきます。

議長 説明の途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は１３時といたします。

◇

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 １時００分

◇

議長 会議を再開いたします。

上下水道課長 引き続きまして、議案第６５号について、説明を申し上げます。

工業用水道事業会計決算書、１、２ページをお開きください。決算報告書です。税込みの表示でございます。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、１款、工業用水道事業収益、予算額４，９５０万円、決算額４，９２７万２，２１３円、予算額と比較して２２万７，７８７円の減であります。各項の決算額は、１項、営業収益、３，６２６万１，２７０円、２項、営業外収益、１，３０１万９４３円です。

支出は、１款、工業用水道事業費用、予算額４，７７４万円、決算額４，２８２万９，１６０円、不用額４９１万８４０円となりました。各項の決算額は、１項、営業費用、３，８９５万５，６８７円、２項、営業外費用、３８７万３，４７３円です。

３、４ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入はありません。

支出は、１款、資本的支出、予算額２４２万１，０００円、決算額２４２万１２３円、不用額８７７円となりました。各項の決算額ですが、１項、建設改良費はなし、２項、企業債償還金、２４２万１２３円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額２４２万１２３円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２３８万９，９７８円と過年度分損益勘定留保資金３万１４５円で補填いたしております。

次に、概要の説明を申し上げますので、１３ページをお開きください。

本年度の契約水量は、昨年度から日量１０立米減量となり１，８８０立米で、給水量は昨年度と比べて３．５％減となりました。その結果、給水収益も昨年度と比べて２．５％減少しました。しかしながら、営業費用を昨年度より５．５％、営業損失を２３．３％減少させることができました。また、営業外収支は昨年度とほぼ変わらず、経常利益及び純利益は２５．８％増加しております。

建設改良事業は、今年度は実施していません。有収率については、９８．６％です。

議案第60号資料、1、2ページには、工業用水道料金及び使用水量に係る資料を添付しておりますので、ご参照ください。

15ページは保全工事の契約内容、16ページは業務量、17ページは事業収入及び事業費用を取りまとめています。また、下段の給水原価は、1立米当たり65円64銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は44円19銭、供給単価は54円69銭となりました。

18ページは企業債の概要で、本年度発行額はなく、償還額242万123円。年度末残高は2億6,389万9,110円となりました。

19ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段の当年度純利益は644万2,979円。下から3行目、4の資金増減額は1,129万9,389円の増で、6の資金期末残高は1億1,382万9,662円となりました。

20ページからは、収益費用明細書です。

収益は、工業用水道事業収益が4,633万1,067円。営業収益は3,332万124円で、水道料金と受託工事収益です。

営業外収益は1,301万943円で、主なものは長期前受金戻入です。

21ページからは費用です。

工業用水道事業費用は3,988万8,088円。営業費用は3,836万8,215円で、主なものは送水及び配水費と22ページの減価償却費です。営業外費用は、支払利息151万9,873円となっております。

23ページからは、資本的収入及び支出明細書です。

資本的収入はありません。

24ページの資本的支出は242万123円で、企業債償還金でございます。

25ページは固定資産明細書、26ページには企業債明細書を記載しております。

次は、決算書5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きの表示です。

営業収益は給水収益と受託工事収益で、合計3,332万124円。営業費用は、送水費及び配水費から減価償却費までの合計3,836万8,215円で、営業損失は504万8,091円となりました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計1,301万943円。営業外費用は支払利息151万9,873円で、差引き営業外利益は1,149万1,070円、経常利益は644万2,979円となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金3,445万2,022円を加え、当年度末処分利益剰余金は4,089万5,001円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

資本金5,095万2,814円。資本剰余金合計1億5,556万7,111円は、前年度と変動ありません。利益剰余金合計は、利益積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせ、当年度末残高は7,215万2,394円。資本合計は2億7,867万2,319円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度末処分利益剰余金4,089万5,001円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9ページは、貸借対照表です。税抜きの表示でございます。

資産の部、固定資産は有形固定資産で、土地から車両運搬具までの合計7億6,078万2,402円。前年度比で約2,100万円の減となりました。詳細につきましては、25ページ、固定資産明細書並びに議案第60号資料3ペー

ジから5ページを参照ください。

流動資産は、現金預金など、合計1億1,508万2,972円。資産合計は8億7,586万5,374円で、前年度比約1,000万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債2億5,968万4,777円。流動負債は1年以内に償還する企業債などで、合計657万4,098円。繰延収益合計は3億3,093万4,180円で、負債合計は5億9,719万3,055円、前年度比で約1,650万円の減となりました。

資本の部は、資本金5,095万2,814円と資本剰余金及び利益剰余金で、11ページの資本合計は2億7,867万2,319円、前年度比で約650万円の増となりました。

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第66号について、説明を申し上げます。

下水道事業会計決算書1、2ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示です。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、下水道事業収益、予算額10億5,418万3,000円、決算額10億5,933万2,212円、予算額と比較して514万9,212円の増であります。各項の決算額は、1項、営業収益、4億2,390万5,120円、2項、営業外収益、6億1,462万7,092円、3項、特別利益、2,080万円です。

支出は、1款、下水道事業費用、予算額10億5,230万7,000円、決算額10億1,126万6,350円、不用額は4,104万650円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用、8億4,345万7,149円、2項、営業外費用、1億4,765万8,701円、3項、特別損失、2,015万500円であります。なお、減価償却費に充てるため、下水道事業基金を4,590万円取り崩し、386万130円を積み立てました。

3、4ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入は、1款、資本的収入、予算額5億5,870万円、決算額4億2,083万9,650円、予算額と比較しまして1億3,786万350円の減となりました。各項の決算額は、1項、企業債、2億4,180万円、2項、出資金、3,700万円、3項、補助金、1億1,700万円、4項、負担金、2,503万9,650円であります。

支出は、1款、資本的支出、予算額9億9,837万8,000円、決算額8億5,656万3,969円、翌年度への繰越額は1億4,070万円で、不用額111万4,031円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費、2億9,542万6,565円、2項、固定資産購入費、39万6,000円、3項、企業債償還金、5億6,074万1,404円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億3,572万4,319円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,106万2,267円、過年度分損益勘定留保資金8,000万402円、当年度分損益勘定留保資金3億3,729万2,766円、繰越利益剰余金736万8,884円で補填いたしました。

次に、決算の概要をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

令和元年度末の処理状況は、処理区域内人口1万9,054人で、汚水処理人

口普及率は100%、水洗化率は79.9%で、昨年度比0.8ポイントの増となりました。これに伴い、有収水量は6.6%、使用料収入は8.5%の増となりました。

水洗化率向上のための接続推進活動としては、農業集落排水区域において、接続推進の戸別訪問を行っております。

建設改良事業においては、汚水施設整備として、長目地区下水道管敷設工事などを実施し、同地区のコミュニティプラント施設を公共下水道へ統合いたしました。

雨水排水施設整備では、駅東雨水幹線舗装本復旧工事、湯口踏切雨水整備工事が完了しました。また、川すそ雨水幹線工事（その7）や、その関連業務を完了しております。さらに福田地区の内水対策としまして、直谷第2雨水幹線詳細設計業務が完了し、用地買収のための測量業務を完了いたしました。

処理場改良事業としましては、福崎浄化センターの長寿命化を図るために、ストックマネジメント計画を策定いたしました。農業集落排水処理施設についても、6処理施設の機能診断調査業務を行いました。

議案第66号資料では、1、2ページに下水道使用料及び処理水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。16ページから18ページは建設改良工事の契約内容、19ページ、20ページは保全工事を、21ページは業務量で、各項目において全体と公共・農集排・個別排水ごとの数値を記載しております。

人口ベースの水洗化率は79.9%、接続戸数ベースの接続率は79.5%、有収率は98.7%となりました。

22ページは事業収入、23ページは事業費用となっております。下段の汚水処理原価は、1立米当たり407円、使用料単価は155円となりました。

25ページは、企業債の状況で、令和元年度発行額は2億4,180万円、償還額は5億6,074万1,404円で、年度末残高は97億2,635万5,846円となりました。

26ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段、当年度純利益は4,280万2,088円。下から3行目、4の資金増減額は7,628万2,557円の増で、6の資金期末残高は2億338万369円となりました。

27ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、下水道事業収益は10億2,904万2,596円、営業収益は3億9,361万7,037円で、主なものは、下水道使用料3億5,646万5,597円や雨水整備事業に係る一般会計からの負担金などでございます。

営業外費用は6億1,462万5,559円で、主なものは、汚水事業にかかる一般会計負担金や補助金及び長期前受金戻入などでございます。

また、特別利益としまして、長目コミュニティプラント施設の廃止に伴う工事費2,080万円を一般会計から繰り入れました。

次に、28ページからは費用です。

下水道事業費用は9億8,624万508円、うち営業費用は8億2,482万7,707円で、内訳の主なものは、管渠費、処理場費、次のページの総係費や30ページの減価償却費などでございます。

営業外費用は企業債の支払利息などです。

また、特別損失として、長目コミュニティプラント施設廃止の工事費1,861万5,000円を計上しております。

31ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は4億2,083万9,650円で、内訳は、企業債2億4,180万円、一般会計からの出資金3,700万円、国庫補助金1億1,700万円、負担金2,503万9,650円となっております。

32ページ、資本的支出は8億3,376万9,309円、内訳は、建設改良費では汚水及び雨水の管路整備費や処理場改良費、そして次のページの企業債償還金などがございます。

34ページは固定資産明細書、35ページからは企業債明細書で、全体の未償還残高は46ページの97億2,635万5,846円でございます。

そして、48ページには、各セグメントごとの情報を記載しております。

次は、5ページにお戻りください。損益計算書でございます。税抜きの表示です。

営業収益は、下水道使用料からその他営業収益までの合計3億9,361万7,037円、前年度から約4,200万円の増となりました。営業費用は、管渠費から減価償却費までの合計8億2,482万7,707円、営業損失は4億3,121万670円となり、前年度から約5,900万円損失が減りました。営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計6億1,462万5,559円。営業外費用は、支払利息などで、1億4,279万7,801円、差引き営業外利益は4億7,182万7,758円。経常利益は4,061万7,088円となり、前年度比約1,700万円の増となりました。

特別利益2,080万円、特別損失は1,861万5,000円で、差引きの特別利益218万5,000円と経常利益を合わせた当年度純利益は4,280万2,088円となりました。これに前年度繰越利益剰余金2,847万4,853円を加えた当年度末処分利益剰余金は7,127万6,941円となっております。

6ページは、剰余金計算書です。

当年度末残高は、資本金では一般会計からの出資を受け入れ、10億1,067万8,590円。資本剰余金合計は、旧コミュニティプラント施設の用地取得分を引き継いだことによりまして、国庫補助金が増え、3億6,513万4,856円となりました。利益剰余金合計は、繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせ、7,127万6,941円。資本合計は14億4,709万387円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度末処分利益剰余金7,127万6,941円につきましては、積み立てず繰越利益剰余金として繰り越したいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きの表示でございます。

資産の部、固定資産は、有形固定資産で土地から建設仮勘定まで合計180億7,653万7,755円。固定資産合計は183億151万6,127円で、前年度と比較いたしまして、約1億1,000万円の減となりました。詳細は34ページ、固定資産明細書並びに議案第66号資料5ページから9ページをご参照ください。

流動資産合計は2億4,359万4,309円で、資産合計は185億4,511万436円、前年度比で約8,300万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は、企業債91億4,479万4,442円。流動負債合計は7億2,036万1,535円。繰延収益合計は72億3,286万4,072円。負債合計は170億9,802万499円で、前年度比約3億2,000万円の減となりました。

資本の部は、資本金１０億１，０６７万８，５９０円と資本剰余金及び１１ページの利益剰余金で、資本合計は１４億４，７０９万３８７円となり、前年度比で約２億３，７００万円の増となりました。

以上、議案第６６号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６７号について、説明を申し上げます。

工業団地造成事業会計決算書、１、２ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示です。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、１款、工業団地造成事業収益、予算額１万円、決算額０円で、予算額と比較して１万円の減であります。項別の決算額は、１項、営業外収益、０円です。

支出は、１款、工業団地造成事業費用、予算額１１０万円、決算額１００万４，９５２円、不用額９万５，０４８円となりました。各項の決算額は１項、営業費用、１００万４，９５２円、２項、営業外費用、０円です。

３、４ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入は、１款、資本的収入、予算額４億５，２２０万円、決算額４億１，１５８万４，０００円で、予算額と比較しまして４，０６１万６，０００円の減であります。各項の決算額は、１項、出資金、２００万円、２項、企業債、４億円、３項、その他の収入は９５８万４，０００円でございます。

支出は、１款、資本的支出、予算額４億５，０２６万４，０００円、決算額３億６，９８６万６，６０３円、翌年度への繰越額は２，０１９万４，４８０円で、不用額６，０２０万２，９１７円となりました。項別の決算額は、１項、東部工業団地造成事業費、３億６，９８６万６，６０３円でございます。

次に、概要の説明を申し上げますので、１２ページをお開きください。

当事業は、東部工業団地約４．５ヘクタールの拡張を目的に、今年度より公営企業会計として事業を始めました。主な収入は一般会計からの出資金と企業債の借り入れで、主な支出は用地買収費と物件移転補償費、直接経費として、造成地の測量・設計・調査に係る委託料や職員給与に係る一般会計への支出金などでございます。

今後は、兵庫県土地開発公社に入札、工事監理業務を委託し、事業を進めていきます。

議案第６７号資料では、計画平面図を添付しておりますので、ご参照ください。

１３ページは、業務量及び事業収入、事業費用を記載しております。

１４ページは、企業債の概要など。

１５ページには、キャッシュ・フロー計算書をお示ししております。最下段の６資金期末残高は７，６６３万２，３９８円となりました。

１６ページは、収益費用明細書です。税込みの表示となります。収益、工業団地造成事業収益はありません。下は費用です。工業団地造成事業費用は１００万４，９５２円、営業費用で一般管理費として委託料と賃借料、営業外費用はありません。

１７ページからは、資本的収入及び支出明細書です。資本的収入は４億１，１５８万４，０００円で、内訳は、一般会計からの出資金２００万円、企業債４億円、その他の収益としまして、あっせんした代替地売却代金９５８万４，０００円でございます。

１８ページの資本的支出は３億６，９８６万６，６０３円で、内訳は、東部工業団地造成事業費の用地費３億２，００１万８，８８０円、直接経費３，９９

6万1,200円、その他の支出としまして、あつせんした代替用地取得費95万8,000円などでございます。

19ページは、固定資産明細書と企業債明細書を記載しております。

次は、決算書5ページにお戻りください。損益計算書です。税込み表示でございます。

営業費用のみで、一般管理費100万4,952円となっております。

営業損失、経常損失、当年度純損失は、それぞれ同額で、当年度未処理欠損金が生じております。

6ページは、欠損金計算書です。資本金は一般会計からの出資の受入で200万円。利益剰余金合計は当年度未処理欠損金が生じたため、当年度末残高で100万4,952円のマイナスとなりました。資本合計は、資本金から欠損金を差し引いた額99万5,048円となっております。

7ページは、欠損金処理計算書です。当年度未処理欠損金100万4,952円につきましては、繰越欠損金として、そのまま次年度に繰り越したいと考えております。

9ページは、貸借対照表でございます。税込み表示です。資産の部、固定資産はありません。土地造成は未成土地で合計3億6,048万8,603円。流動資産は合計7,663万2,518円。資産合計は4億3,712万1,121円となっております。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債4億円、流動負債は合計で3,612万6,073円、繰延収益はなく、負債合計は4億3,612万6,073円となっております。資本の部は、資本金200万円と剰余金で、資本合計は99万5,048円となりました。

以上、議案第67号の説明とさせていただきます。

4議案ともよろしくご審議賜り、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 令和元年度全会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 それでは、令和元年度福崎町決算審査意見書について、ご説明を申し上げます。

意見書は、一般会計、特別会計、基金運用状況について1部、公営企業会計について1部、健全化判断比率及び資金不足比率について1部、合計3部提出しております。

初めに、一般会計、特別会計、基金運用状況の1ページをご覧ください。

まず、審査の対象は全て令和元年度ですけれども、福崎町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、介護保険事業特別会計歳入歳出決算、基金運用状況（用品調達基金、土地開発基金）でございます。

審査の実施は、令和2年8月3日、5日、6日、7日、11日でございます。

審査の結果ですけれども、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象になった一般会計、特別会計、歳入歳出決算書等の記載事項はいずれも法令に適合しており、その係数は正確であると認めました。なお、事務処理はその一部について、例月出納検査や定期監査で指摘しておりますが、おおむね良好であると認めました。また、基金は、その設置目的に沿って确实かつ効率的に運用されており、係数は正確であると認められました。

決算の概要につきましては、2ページ以降16ページに記載しておりますけれども、会計管理者の説明と重複する部分が多いものですから説明は省略させて

いただきまして、また後でご覧いただきたいと思います。

次に意見ですけれども、17ページの第7、審査の意見、町税についてのところをご覧ください。

冒頭の8行ほどは、これまで説明のあった内容と重複しますので、9行目以降、ちょっと朗読させていただきます。

歳入は歳出の財源となります。したがって、財源の確保は町の施策を推進する上で大変重要となります。その中でも町税収入は歳入総額の37.9%を占めており、町の歳入の根幹をなす重要な収入です。令和元年度は兵庫県個人住民税整理回収チームの派遣がなくなりましたが、これまでのノウハウを生かし、滞納管理システムを活用して滞納処分を強化した結果、滞納繰越分の徴収率は3.7ポイント増加し、29%となっております。また、町民税の徴収率も0.6ポイント増加し、97.6%となっております。しかし、依然として高額滞納など早期解消が困難な事例が残っております。事案によっては積極的な滞納防止処分を行いながら、今後も引き続き効率的かつ効果的な徴収に取り組まれるよう期待いたします。

次に、18ページをご覧ください。

収入未済、不納欠損についてですけれども、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は1億7,822万4,587円となっております。一般会計の収入未済額は9,965万3,716円で、前年度に比べ、1,587万2,487円減少しています。そのうち町税に係る収入未済額は8,117万3,246円です。特別会計3会計の収入未済額は7,857万871円で、前年度に比べて1,377万7,465円減少しております。一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は1,989万695円です。一般会計の不納欠損額は863万6,291円で、前年度に比べて380万7,233円減少しております。滞納解消につきましては、日々の徴収努力として、全庁的な滞納者情報の共有体制、滞納者に対する強い徴収意志を表示することが不可欠でございます。本町におきましては、滞納管理システムを駆使した債権管理を実施し、職員の不断の努力により収入未済額は減少傾向にあります。また、定期的に滞納整理対策委員会を開催し、関係部署との情報共有を密にするとともに、連携して滞納解消に向けた取り組みを進められております。今後も引き続き、債権管理条例に基づく適切な不納欠損処分を円滑に実施するなど、収入未済額に係る債権を効率的に管理するように努めてください。

次に、福崎駅周辺整備事業についてでございます。

福崎駅周辺整備事業につきましては、平成22年度からの長きにわたる着実な取り組みの結果、令和元年10月6日に盛大な完成式典が挙行されました。この間、歴代町長をはじめ、町職員、町議会及び関係者の皆様の尋常ならざる努力に敬意を表したいと思っております。また、懸案事項であった福崎駅南側の商業施設用地におきまして、ウェルシアの開店が予定されるなど、福崎駅周辺のにぎわいの創出が期待されます。しかし、整備の完了が事業の終わりではありません。今後も引き続き、福崎駅前観光交流センターを中心とした福崎駅周辺のにぎわいの創出や情報発信、地域の利便性向上に向けた取り組みを期待します。

4つ目。収支を伴う事業についてでございます。

町が実施される事業の中でも収支を伴う事業につきましては、利用者などの集客力の向上に向けた取り組みが必要不可欠となります。事業の性質によって目標とする収支は異なりますけれども、それぞれ適正妥当な収支目標をまず設定

して、事業の進捗状況の把握、確実な事業実施及び事業実施後の総括的な反省を実施するなど、PDCAサイクルを回しながら、費用対効果を常に意識した取り組みを進められるよう期待いたします。

次に、19ページをご覧ください。5番、観光施策についてでございます。

近年、河童を中心とした妖怪に関する取り組みがマスコミで大きく取り上げられ、福崎町を訪れる観光客は増加しております。また、大庄屋三木家住宅及び辻川界限歴史・文化館、これは今回の決算審査の中で現地調査もさせていただきましたけれども、宿泊施設等の活用も予定されておまして、新たな観光資源となることが期待されます。辻川界限は柳田國男生家、柳田國男・松岡家記念館、歴史民俗資料館など、多くの観光施設が集中する福崎町の観光の中心拠点と思います。今後も引き続き、辻川観光交流センターを中心とした辻川界限全体のにぎわいの創出や情報発信に取り組まれ、多くの観光客を誘致できるような取り組みを期待しております。

次に、決算報告書及び関係書類についてでございます。

町が作成されている決算報告書や関係書類につきましては、決算年度中に実施された事業の内容や成果、課題等が網羅的に記載されており、各年度の町政運営を理解するための一助として非常に有効なものであると認識しております。

また、読み手にとって分かりやすい表記、参考図表の添付もなされており、前年度に比べて改善が見られました。これは、前年度にこの面につきまして、若干指摘させていただいたことに関して、きちっと対応していただいたという意味でございます。

しかし、例年に比べまして記載事項の誤りや修正を要する箇所が多かったように思われます。資料として非常に有効なものである反面、その作成には膨大な時間と労力が必要であることは察するに余りありますが、作成時には十分かつ慎重に精査され取り組まれますよう、要望いたします。

次に、公営企業会計についてですけれども、別冊子の公営企業会計の意見書の1ページをご覧ください。

審査の対象は、これも全て令和元年度ですけれども、福崎町水道事業会計決算、福崎町工業用水道事業会計決算、福崎町下水道事業会計決算、福崎町工業団地造成事業会計決算でございます。

審査の実施日は、令和2年8月7日でございます。

審査の結果、審査に付された各公営企業会計決算、その他関係書類等につきましては、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されており、その係数は正確であることを確認いたしました。

各会計に関する意見でございますけれども、水道事業会計では、前の3、4行ぐらいはちょっと飛ばさせていただいて、水道事業では、人口減少となる中、安定した経営と安全で安心な水道水の供給を維持していくため、平成30年度に10年間を計画期間とする水道事業ビジョン・経営戦略を策定しております。令和元年度決算において、給水戸数は増加したものの町全体の人口減少により給水収益は減少しておりますが、水道事業ビジョン・経営戦略の投資・財政計画で予定していた給水収益は達成しております。その他の指標もおおむね達成しており、健全な経営がなされているのではないかと感じております。

また、水道事業ビジョン・経営戦略に掲げる災害に強い水道の実現のため、管路の耐震化、施設の更新を進めております。管路の耐震化率につきましては、令和5年度に10.5%とすることを目標としておりますが、令和元年度決算時点で9.7%となっており、目標達成に向けて順調に進められております。

施設の更新率につきましても、令和５年度に２８％とすることを目標としておりますが、令和元年度決算時点で２８％となっておりまして、早期に目標を達成されております。水道事業ビジョン・経営戦略に掲げる計画の実現には、毎年度の決算と財政計画との乖離を分析し、適切な見直しと効率的かつ堅実な経営を継続していく必要があります。今後とも費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めていただきたいと思います。

次に、２ページをご覧ください。

工業用水道事業会計に対する意見につきましては、またちょっと冒頭のところは割愛させていただきまして、５行目からです。

工業用水道事業におきましても、水道事業と同様、平成３０年度に１０年を計画期間とする経営戦略を策定されています。令和元年度決算では、給水収益は減少しておりますが、経営戦略で予定していた給水収益は達成しています。その他の指標もおおむね達成しており、健全な経営がなされているのではないかと感じております。

経営戦略に掲げる計画の実現には、毎年度の決算と財政計画との乖離を分析し、適切な見直しと効率かつ堅実な経営を継続していく必要があります。この辺りは水道事業と同様でございます。工業用水道事業を取り巻く環境や昨今の経済情勢の中では、給水収益の大幅な増加は見込み難い状況ですが、費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり継続可能な経営に努めていただきたいと思います。

次、３番目。下水道事業会計に対する意見です。これも冒頭のところはちょっと割愛させていただきまして、５行目辺りからでございます。

収益率向上のためには、下水道への接続率及び有収率を向上させていくことが必要となります。令和元年度には、前年度に行った公共下水道区域での接続推進活動に引き続き、農業集落排水地域において接続推進の戸別訪問を行っております。それらの結果、農業集落排水区域における接続率は、前年度から０．５ポイント増加し、８７．７％となっております。また、下水道処理区域内の全体の接続率は、前年度から０．８ポイント増加して、７９．５％となっております。下水道処理区域内全体の有収率は高水準を保っており、平成３０年度から０．５ポイント増加し、９８．７％となっております。これらを一過性のものにせず、今後とも不断の努力により、接続率の向上及び有収率の維持に努めてください。

下水道事業の汚水事業、雨水事業ともに、それぞれ必要な整備は確実に取り組みつつも、平成２８年度に策定した経営戦略に基づき、収益率を意識しつつ、経営の効率化やコスト縮減に努め、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

次に、４番目。工業団地造成事業会計に対する意見です。これも冒頭のところはちょっと割愛させていただいて、７行目からいかせていただきます。

令和元年度では、３．７ヘクタールの用地を取得し、造成地の測量・調査・設計委託業務を終えています。今後は産業活性化を図る企業立地を推進するため、兵庫県土地開発公社に工事を委託し、事業を進めることとしております。

工業団地造成事業におきましては、低廉な費用で事業を進めることはもちろんのこと、完成した造成地が計画どおり売却できるかどうか極めて重要でございます。事業が計画どおりに進捗するよう、入念な調整と費用対効果を意識した効率的な事業運営に努めていただきたいと思います。

なお、各公営企業の業務実績は４ページから１３ページに記載しております。

れども、この内容を見ていただくとともに、先ほどの上下水道課長の説明と重複する部分が多いため、説明は省略させていただきます。

次に、3つ目の意見書でございます。健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書ですが、別冊の1ページをご覧ください。

審査の対象は、健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、それとその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間は、令和2年8月11日でございます。

審査の結果は、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった健全化判断比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めました。

1から4までは、企画財政課長の話と一緒にありますけれども、実質赤字比率、これにつきましては、発生しなかったために算出されませんでした。連結実質赤字比率も同様でございます。実質公債費比率、これは10.3%ということで、早期健全化比率の25%を下回っております。将来負担比率117.9%、これも早期健全化基準の350%を下回っております。これに関する意見ですが、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字が発生していないため、算出されていません。実質公債費比率は0.7ポイント、将来負担比率は10ポイント、いずれも前年度より改善されております。また、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、令和元年度における本町の各指標は良好であると言えます。しかしながら、本町が有する各施設は老朽化が進んでおり、中長期的には取り組むべき様々な課題が山積しております。事業実施に当たっては、それぞれの比率を念頭に置きながら、堅実かつ適切に進めてください。また、今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

健全化比率の状況につきましては、2ページから5ページをご覧くださいと思います。

最後に、資金不足比率ですが、6ページをご覧ください。

審査の対象は資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間は令和2年8月11日です。

審査の結果は、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象となった資金不足比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算出されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めました。

審査の意見は、各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

なお、各公営企業会計の資金不足比率の推移につきましては、7ページ以降をご参照いただきたいと思います。

以上で、審査意見書に関しての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 日程第15、議案第68号、福崎町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第68号、福崎町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第68号資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、文珠荘の指定管理者公募に当たり、現条例では条例の題名が老人憩いの家であることや、目的についても老人に対しての場の提供であることなどが明記されており、老人福祉施設として位置づけております。しかし、幅広い世代の方に利用していただいております、これからも様々な世代の方に多目的に利用していただきたいと考えていることから、条例の題名、目的及び設置などについて、条例改正を行うものです。

改正内容につきましては、1つ目は条例の題名について、福崎町老人憩いの家から福崎町文珠荘へ変更します。2つ目は、第2条の目的及び設置について、老人に係る文言を削除し、町民福祉の向上並びに世代間交流及び地域間交流の増進を図るために文珠荘を設置するとします。3つ目は、利用時間の一部変更で、連泊に対応した文言に変更すると、会議室の利用時間について別表での記載となっており、条文に記載がなかったため、別表から削除し条文中に記載します。4つ目は、食事利用に係る部屋の利用料金の一部改正で、食事利用の際に食事代とは別に部屋の利用料金が必要となっていますが、別途利用料金を請求するのは一般的ではないことから、食事を提供する場合は部屋の利用料金は無料とします。そのほか利用料金の単位について、1人や1室としていましたが、1人1回や1室1回などに表記を追記いたしました。

この改正は、令和3年4月1日から施行します。

議案資料2ページから4ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第68号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 説明の途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は、14時15分といたします。

◇

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時13分

◇

議 長 会議を始めます。

日程第16 議案第69号 令和2年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について

議 長 日程第16、議案第69号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第69号について、ご説明申し上げます。

令和2年度福崎町一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,990万円を追加し、補正後の予算の総額を106億9

10万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきますので、まず歳出の21ページ、22ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上、議案第69号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第17 議案第70号 令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第18 議案第71号 令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

議 長 日程第17、議案第70号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について及び日程第18、議案第71号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第70号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ19億3,470万円とするものです。内容は、過年度分に係る保険給付費等交付金の精算によるものとなります。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の歳出3ページ、4ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

議案第70号資料1ページ、2ページに勘定表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で議案第70号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,940万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ17億2,620万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。事項別明細書の歳出7ページ、8ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

なお、議案第71号資料1ページ、2ページには勘定表、4ページには返還額の一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で議案第71号の説明を終わります。

2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第19 議案第72号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議 長 日程第19、議案第72号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 それでは、議案第72号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案別紙をお願いいたします。今回、町道廃止が505号線と576号線の2路線。一旦廃止を行わせていただき、新たに認定いたします路線が、571号線の1路線。新規として認定いたします路線につきましては、922号の1路線となっております。

まず、廃止する路線でございます。

最初に4級505号線です。この路線の位置等につきましては、議案第72号説明資料の1ページをご覧ください。八千種の春日山キャンプ場から北に延びている路線となります。起点は八千種字姥ヶ懐4048番地先から、終点は八千種字姥ヶ懐4051番地先までとなっております。こちらの路線はほ場整備により設置された後に4級町道として町道認定をされておりましたが、今回、地元区からの要望により認定廃止を行うものでございます。

次に、4級町道576号線と、同じく4級571号線についてでございます。路線の位置等につきましては、説明資料の2ページをお願いいたします。576号線については全線廃止、571号線につきましては、町道568号線より西側についてを廃止するため、一旦廃止をさせていただきました後、新たに町道西光寺玉屋線から町道568号線までの区間を571号線として認定するものでございます。

まず、全線廃止をいたします576号線です。起点は八千種字西光寺野4099番54地先から、終点は八千種字西光寺野4099番27地先まで、こちらが廃止となります。

次に、571号線でございます。先ほど述べましたとおり終点を変更いたしまして、区域を縮小するものでありますが、事務の都合上、一旦全路線を廃止した後、新たに認定を行います。まず、廃止についてでございます。起点は八千種字西野4095番1地先から、終点は八千種字西光寺野4099番21地先まで、こちらが廃止となります。

続きまして、説明資料の3ページをお願いいたします。先ほど廃止のご説明をさせていただきました571号線につきまして、新たに認定いたします路線の説明図面となっております。起点は先ほどと同じで、八千種字西野4095番1地先からとなりまして、終点は568号線の合流部、八千種字西光寺野4098番13地先までの398.89メートルとなっております。こちらの幅員は3.3メートルから5.9メートル。この変更によりまして、実質延長が減となりますのは、57.1メートルでございます。

次に、新たに認定する路線、4級の922号線となります。位置につきましては、説明資料の4ページをお願いいたします。起点は八千種字前垣内3730番1地先から、終点は八千種字前垣内3722番地先までの74.95メートルでございます。こちらの幅員は2.3メートルから5.9メートルとなっております。

以上、議案第72号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第20	議案第73号	工事請負契約について（福崎小学校北校舎長寿命化改修工事）
日程第21	議案第74号	物品購入契約について（公立学校1人1台端末購入事業）

議 長 日程第20、議案第73号、工事請負契約について（福崎小学校北校舎長寿命化改修工事）及び日程第21、議案第74号、物品購入契約について（公立学校1人1台端末購入事業）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第73号、工事請負契約について（福崎小学校北校舎長寿命化改修工事）並びに議案第74号、物品購入契約について（公立学校1人1台端末購入事業）について、ご説明申し上げます。

まず、議案第73号、工事請負契約について、ご説明申し上げます。

去る8月18日に一般競争入札を執行いたしました福崎小学校北校舎長寿命化改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

契約の相手方は、議案書のとおり、姫路市下寺町101番地、平錦建設株式会社、代表取締役、勝間功雄氏で、契約金額は3億5,145万円です。

議案第73号資料、1ページをお願いいたします。

右側に入札結果をお示ししております。入札は一般競争入札により、参加者5者で執行いたしました。工期は令和3年9月30日までとしております。

続いて、工事の概要について、説明させていただきます。資料1ページ左側の2、工事概要をご覧ください。

（1）建築改修工事としまして、①屋上改修工事では、既設防水を高圧水洗後に遮熱塗装を実施。②外壁改修工事では、クラック補修の上、アクリルシリコン樹脂塗装とサッシを更新して、窓ガラスはペアガラスとします。③内装改修工事では、教室の床、壁を改修し、腰壁までを木質化し、床はフローリングです。また、トイレは洋式化し、暖房便座とウォシュレット付きとします。④ユニット・家具では、ランドセルを入れる児童用ロッカーの更新、黒板の上にプロジェクターを設置、また、1階玄関のげた箱を更新します。

（2）昇降設備改修工事として、給食用リフトの更新をします。

（3）電気設備改修工事として、配線の更新と廊下などの照明器具をLED化します。

（4）機械設備改修工事として、校内配管の更新、トイレの手洗いを3か所設置、消火ポンプの更新、手洗い場の増設として、2階と3階に手洗い場を増設します。

（5）外構改修工事として、北校舎の北側のフェンスとアスファルト舗装を更新いたします。

資料2ページをお願いいたします。上側の左に施設配置図、真ん中に主な工事内容、右側に教室断面図と平面図をおつけしております。

右上の教室断面図をご覧ください。廊下の高さを50センチ下げて、廊下天井裏に給排水管、電気配線、消火管、ICT関係ケーブルを設置いたします。

下側の左、教室展開図では、教室内部から見た窓側、廊下側、前面、背面をイメージ的にはありますが、図示しております。

工事につきましては、土曜日、日曜日に加え、冬休み、春休み、ゴールデンウィーク、夏休みなどの長期休業期間を中心に行います。状況を見ながらではありますが、児童が帰った午後3時以降で、できる工事があれば進めたいと思いますが、大きな音や振動が発生する工事は、学校が休みの日に実施するよう計画をいたします。

工事期間中の安全管理につきましては、北校舎の南側及び東側をフェンスで囲

い、工事車両は北門から出入りすることで、工事現場を明確に区分し、また、ガードマンを適切に配置するなど、児童、関係者の安全確保を行います。

以上、議案第 73 号、工事請負契約についての提案説明とさせていただきます。
続きまして、議案第 74 号、物品購入契約について、ご説明申し上げます。

公立学校 1 人 1 台端末購入事業でございます。福崎町立小中学校で使用する 1 人 1 台端末を購入するに当たり、去る 6 月 19 日に福崎町教育委員会が構成員である兵庫県教育の情報化推進協議会が執行した共同調達に係る入札結果により決定した業者と物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

契約の相手方は、議案書のとおり、神戸市西区伊川谷町有瀬 1290 番地 4、日本電通株式会社神戸支店、支店長、告野貴彦氏で、契約金額は 7,854 万円であります。

議案第 74 号資料、1 ページをお願いいたします。

右側に開札結果表をお示ししております。入札は、兵庫県教育の情報化推進協議会による一般競争入札で、参加者 2 者で執行いたしました。結果、応札者は 1 者で、日本電通株式会社が 1 台税込み 4 万 4,880 円で落札しております。左側が兵庫県教育の情報化推進協議会による共同調達の仕様書であります。

資料 2 ページをお願いいたします。

2 つ目の項目に購入する端末の品名と型番をお示ししております。同じページの 1 つ目の項目が購入台数と金額で、小学校 1,174 台、中学校 576 台、合計 1,750 台で、児童生徒と先生の台数であります。納期限は令和 2 年 12 月 25 日までとしております。

以上、議案第 74 号、物品購入契約についての提案説明とさせていただきます。

2 議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 22 意見書案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

議 長 次に、日程第 22、意見書案第 2 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

意見書案第 2 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに提出者に本意見書案に対する詳細なる説明を求めます。

山口総務文教 意見書案第 2 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪
常 任 委 員 長 化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提案理由を説明させていただきます。

意見書の内容につきましては、先ほど事務局朗読のとおりですが、この意見書提出につきましては、全国町村議会議長会から都道府県町村議会議長会を通じて、全国の各町村議会に依頼があったものであります。

なお、福崎町議会 3 月定例会におきまして、福崎町独自の意見書として、意見書第 1 号、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書を採択しているところであります。それは、国に対してワクチン開発やマスク等衛生資材の安定的確保など 11 項目の要望で、そのうち 1 項目は機動的な財

政出動を求める内容としています。

8月20日の総務文教常任委員会にて、これらの内容について審議し、このたびの意見書の趣旨は、地方財政、地方税制の内容でありまして、財政支援に特化したものでありますので、前回意見書と重複しないことを確認し、令和3年度に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を国に求めることを委員会として提案することを決定したものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 以上で本定例会1日目の日程は終わりました。

次の定例会2日目は、9月7日月曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時04分